

他の制度(グループ生命共済等)から移行加入される方へ

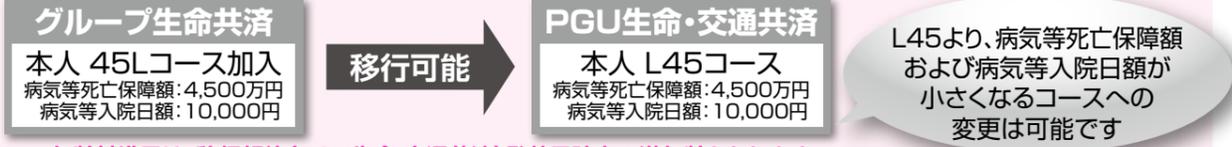
■ 「PGU生命・交通共済」「住みいる共済」に移行可能な他制度 ※詳しくは、当会までお問い合わせください。

- PGU生命・交通共済…… ●グループ生命共済<みんなのそなえ>
 - 当会の事業規約「団体定期生命共済」にもとづく制度で、当会が認めたもの
- 住みいる共済…… ●当会の事業規約「風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済」にもとづく制度で、当会が認めたもの

■ 制度移行時の“移行特典”

移行特典 現在の保障額と同額またはそれ以下であれば健康状態を問わずに保障を移行できます。

現在、加入の“病気等死亡保障額・病気等入院日額”を基準に、PGU生命・交通共済の同額保障以下のコースへ移行加入時の健康状態を問わず無審査で契約を引き継ぐことができます。 ※1・2・3・4



- ※1: 年齢基準日は、移行契約(PGU生命・交通共済)発効日時時点の満年齢となります。
- ※2: 移行契約発効日時時点で満60歳以上の方は、病気等死亡保障額1,000万円が移行できる上限となります。
- ※3: 子ども契約については、満24歳以下が移行対象となります。満25歳以上の方は移行できません。
- ※4: 現在の契約(グループ生命共済など)の“病気等死亡保障額・病気等入院日額”を上回るコースへの加入申込みも可能です(30コースが上限)。ただし、加入申込書裏面の質問に該当する場合は、増額いただけない場合があります。

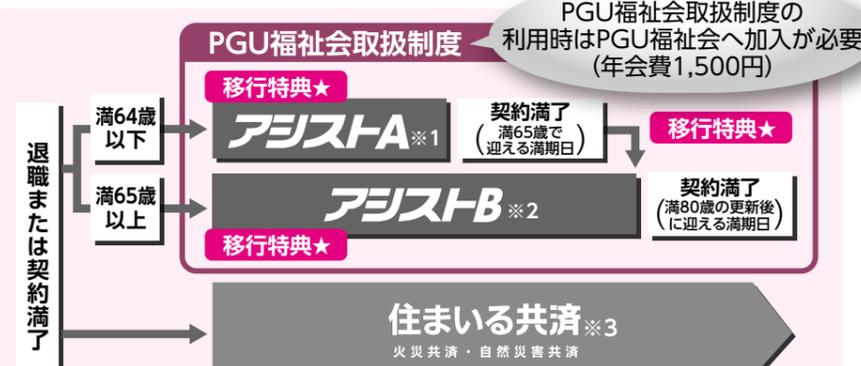
(注) 移行契約は「移行前契約の更新契約」とみなして取り扱います。入院共済金の入院日数上限(最高180日分)の算出時など、移行前契約と通算する場合があります。

移行加入時および退職・契約満了後の取り扱い

■ 移行加入時



■ 退職・契約満了後



- ★: 移行特典とは、現在の保障額と同額またはそれ以下であれば、移行時の健康状態を問わず保障を継続することができる特典です。ただし、移行時の年齢により移行可能保障額に上限を設定しています。
- ※1: 「アシストA(PGU福祉会)」と「PGU生命・交通共済」は同一保障・同一掛金です。ただし、いずれも毎年の取支精算後に掛金を見直すことがあります。また、パナソニックグループ労働組合連合会との協議により制度を変更する場合があります。
- ※2: 「アシストB(PGU福祉会)」の制度は、保障内容・掛金ともに変更となります。 ※3: 掛金の払込方法は、年払いに変わります。

契約引受団体 こくみん共済 coop (全国労働者共済生活協同組合連合会)

北海道推進本部 (北海道労働者共済生活協同組合)	青森推進本部 (青森県労働者共済生活協同組合)	岩手推進本部 (岩手県労働者共済生活協同組合)	宮城推進本部 (宮城県労働者共済生活協同組合)	秋田推進本部 (秋田県労働者共済生活協同組合)	山形推進本部 (山形県労働者共済生活協同組合)	福島推進本部 (福島県労働者共済生活協同組合)	新潟推進本部 (新潟県労働者共済生活協同組合)
茨城推進本部 (茨城県労働者共済生活協同組合)	栃木推進本部 (栃木県労働者共済生活協同組合)	群馬推進本部 (群馬県労働者共済生活協同組合)	埼玉推進本部 (埼玉県労働者共済生活協同組合)	千葉推進本部 (千葉県労働者共済生活協同組合)	東京推進本部 (東京都労働者共済生活協同組合)	神奈川推進本部 (神奈川県労働者共済生活協同組合)	山梨推進本部 (山梨県労働者共済生活協同組合)
長野推進本部 (長野県労働者共済生活協同組合)	静岡推進本部 (静岡県労働者共済生活協同組合)	富山推進本部 (富山県労働者共済生活協同組合)	石川推進本部 (石川県労働者共済生活協同組合)	福井推進本部 (福井県労働者共済生活協同組合)	愛知推進本部 (愛知県労働者共済生活協同組合)	岐阜推進本部 (岐阜県労働者共済生活協同組合)	三重推進本部 (三重県労働者共済生活協同組合)
滋賀推進本部 (滋賀県労働者共済生活協同組合)	奈良推進本部 (奈良県労働者共済生活協同組合)	京都推進本部 (京都市労働者共済生活協同組合)	大阪推進本部 (大阪府労働者共済生活協同組合)	和歌山推進本部 (和歌山県労働者共済生活協同組合)	兵庫推進本部 (兵庫県労働者共済生活協同組合)	島根推進本部 (島根県労働者共済生活協同組合)	鳥取推進本部 (鳥取県労働者共済生活協同組合)
岡山推進本部 (岡山県労働者共済生活協同組合)	広島推進本部 (広島県労働者共済生活協同組合)	山口推進本部 (山口県労働者共済生活協同組合)	徳島推進本部 (徳島県労働者共済生活協同組合)	香川推進本部 (香川県労働者共済生活協同組合)	愛媛推進本部 (愛媛県労働者共済生活協同組合)	高知推進本部 (高知県労働者共済生活協同組合)	福岡推進本部 (福岡県労働者共済生活協同組合)
佐賀推進本部 (佐賀県労働者共済生活協同組合)	長崎推進本部 (長崎県労働者共済生活協同組合)	熊本推進本部 (熊本県労働者共済生活協同組合)	大分推進本部 (大分県労働者共済生活協同組合)	宮崎推進本部 (宮崎県労働者共済生活協同組合)	鹿児島推進本部 (鹿児島県労働者共済生活協同組合)	沖縄推進本部 (沖縄県労働者共済生活協同組合)	

お問い合わせは所属団体(労働組合)もしくは最寄りのこくみん共済 coop まで

「こくみん共済 coop(当会)」は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

当会は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県の当会にお問い合わせください)。

ホームページアドレス <https://www.zenrosai.coop>

こくみん共済<全労済>
全国労働者共済生活協同組合連合会 coop

生命・交通 7624E053.25.03.8.000KD 大阪推進本部(全大阪労働者共済生活協同組合)

こくみん共済<全労済>

全国労働者共済生活協同組合連合会 coop

こくみん共済 NEWS

7624E053



共済制度のご案内

幅広い保障で安心!

PGU生命・交通共済

団体生命共済・交通災害共済<F型>

団体定期生命共済・個人賠償責任共済・交通災害共済

死亡保障
入院保障

住宅保障
家財保障

自然災害、地震、火災に備える!

住みいる共済

火災共済・自然災害共済

風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

共済期間

契約発効日毎年8月1日～満期日翌年7月31日
※共済期間途中の新規加入または移行加入の場合は、3ページ参照

掛金払込方法

月払口座振替



たすけあいの輪をむすぶ

こくみん共済
全国労働者共済生活協同組合連合会 coop

パナソニックグループ労働組合連合会 / こくみん共済 coop <全労済>

制度概要・記入のご案内

契約に関するご案内

PGU生命・交通共済

退職後の保障

住みいる共済

「契約のこびき」

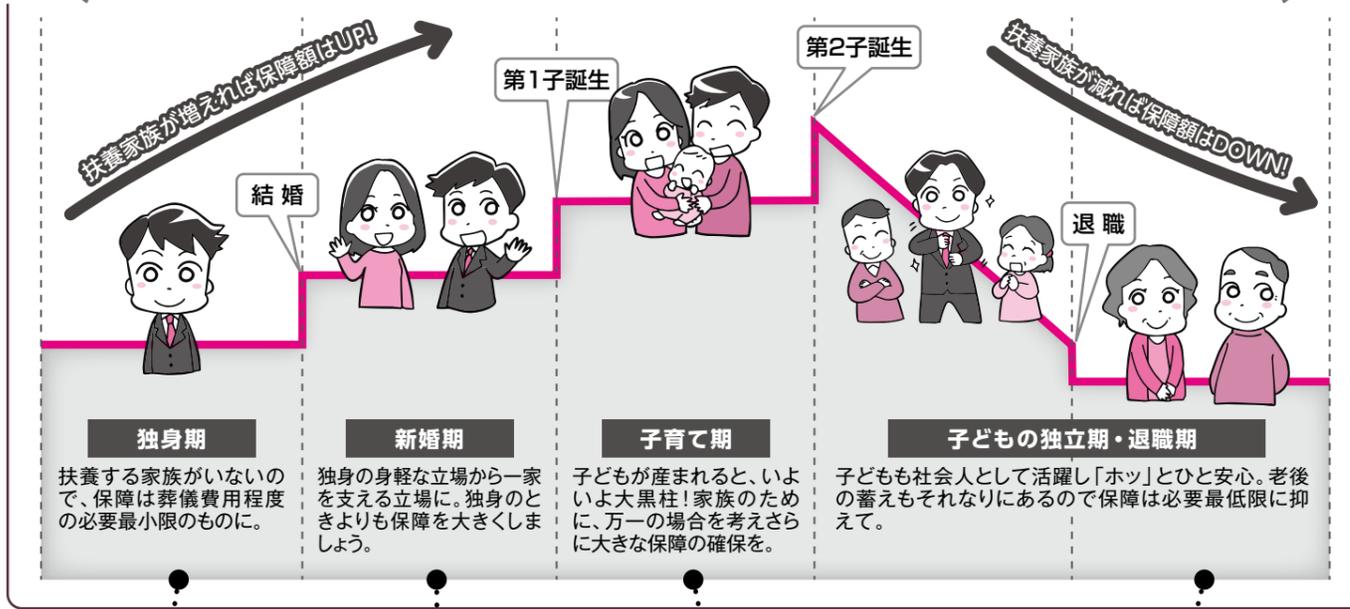
これからの事を考えて、保障を見直してみませんか？

PGU生命・交通共済は、家計にやさしい「保障重視の制度」です。



病気や不慮の事故による入院、死亡、後遺障がいをしっかりカバー。医療・遺族保障の中心としてご検討ください。

ライフステージに合わせて、保障内容や保障額を考えましょう。



これで安心! オススメプラン

ニーズにあった保障!
PGU生命・交通共済は、医療保障と死亡保障を自由に組み合わせられます。

独身なら	結婚したら	子どもが生まれたら	退職したら
R03コース 月払掛金 2,060円	M10コース 月払掛金 4,040円	M30コース 月払掛金 8,340円	PGU生命・交通共済にご加入中の方 健康状態を問わずに以下の共済へ契約を引き継ぐことができます。 満64歳以下の方 アシストA 満65歳以上の方 アシストB 住まいの共済にご加入中の方 個人加入扱いにて引き続きご加入いただけます。
入院保障(病気) 日額 5,000円 死亡保障(病気) 300万円 考えるポイントは 医療保障!	入院保障(病気) 日額 7,000円 死亡保障(病気) 1,000万円 そろそろ 遺族保障 を考えましょう。	入院保障(病気) 日額 7,000円 死亡保障(病気) 3,000万円 医療保障・遺族保障 をバランスよく。	

※本ページでは、主な保障内容を掲載しています(詳細は5・6ページにてご確認ください)。

住宅・家財保障もお忘れなく!

生活環境が変われば必要な住宅保障も変化します。万一のとき生活を再建できるよう定期的に見直しましょう。

- こんな方は今すぐ見直しを!
- 引越をした、または予定のある方
 - 家を購入した方
 - 家族構成が変わった方
 - 保障の見直しをしたことがない方

住まいの保障のご相談は労働組合まで

- 必要事項(太枠内)を、もれなく黒のボールペン(消せるペンは使用不可)で記入してください。特に、**申込日・掛金振替口座**の記入もれがないようお願いします。
- 記入内容を変更・訂正する場合は、**二重線で修正のうえ訂正印を押印または自署(印字内容の訂正時は不要)**してください。

1 申込日(告知日)欄・予定発効日欄

1-1 申込日(告知日)欄
加入申込書および申込書裏面の質問への回答を記入した年月日を、西暦で記入してください。

1-2 予定発効日欄
必要事項の書かれた加入申込書と初回掛金がそろそろ日以降の翌月1日を、西暦で記入してください。

2 契約者(組合員)欄

2-1 氏名・生年月日・性別・日中ご連絡がしやすい電話番号・現住所を記入してください。
*自署欄には、必ずフルネームで署名してください。
*氏名と現住所は、フリガナを必ず記入してください。

2-2 社員番号欄
社員番号を記入してください。

3 PGU生命・交通共済加入申込欄

●申込コース・掛金は、このリーフレットの6ページ[STEP3]をご確認のうえ、アルファベットで始まる3桁のコース名と掛金を記入してください。

●新規加入・保障額の増額時には、申込書裏面に記載の質問への回答が必要です。
*表⑥にて、回答が必要な質問を確認してください。

4 住まいの共済申込欄

4-1 加入される物件(保障対象物件)の所在地が、現住所(現在お住まいの住所)と異なる場合に記入してください。

4-2 12ページ「建物構造区分確認ガイド」にもとづいて、建物形態～建物構造区分を記入してください。また、共済目的区分・建物所有者・建物用途・住宅延面積・同居家族数・他の保険の有無についても記入してください。

4-3 17・18ページ「必要保障額と掛金の計算」をご参照のうえ、申込口数および合計口数・共済掛金額・特約付帯の有無を記入してください。
*建物構造区分がマンション構造の場合は、保障タイプについても必ず記入してください。

5 個人賠償責任共済申込欄

●付帯される場合は、付帯元となる契約を選んで、①付帯するを○で囲み、質問に回答してください。
*他の個人賠償責任保険・共済に加入の場合、損害賠償額によっては一方の保険・共済から支払われない場合があります。

6 共済掛金集計欄

●加入される共済の掛金額を合計し、記入してください。
*お申し込みの共済掛金額合計に出資金100円を加算した額が初回払込金額合計になります(初めてこくみん共済coopに加入される場合は、出資金1口100円が必要です)。

7 掛金振替口座記入欄

口座番号記入時の注意点
訂正する場合は、該当部分に二重線を引き、必ず振替口座のお届け印を押印してください。

●訂正記号例
1 2 3 4 5 6 0
0 2 4 5 6

押印時の注意点
ご印鑑は、鮮明に押印してください。右記の場合は受け付けできませんので、ご注意ください。

●悪い押印例
① 押しすぎ ② 押し不足 ③ 不明

制度概要・記入のご案内

契約に関するご案内

PGU生命・交通共済

退職後の保障

住まいの共済

し契約のてびき

契約に関するご案内

契約引受団体: 全国労働者共済生活協同組合連合会 (こくみん共済 coop) ※以下、当会といえます。

用語の説明

新規加入 …… 「PGU生命・交通共済」実施団体の組合員が、「PGU生命・交通共済」に新たに加入すること
 契約更新 …… 共済期間の満期を迎えた際(毎年7月末)に、保障を継続すること
 移行加入 …… グループ生命共済などから「PGU生命・交通共済」へ健康状態を問わずに契約を引き継ぐこと

※移行加入の場合は、裏表紙もあわせてご確認ください。

PGU生命・交通共済/住まいる共済 共通

1 共済期間について

毎年8月1日～翌年7月31日

毎年8月更新

2 加入について

共済期間の途中でも加入できます。

※共済期間の途中で、新規加入または移行加入する場合は、契約発効日(保障を開始する日)が異なります。

新規加入 …… 必要事項の書かれた加入申込書と初回掛金がそろった日以降の翌月1日～翌7月31日

移行加入 …… 移行加入の手続き時にご案内した契約発効日～翌7月31日

共済期間
途中でも
加入可能

3 掛金の払い込みについて

掛金払込方法: 月払い

月払口座振替となります。加入申込書に掛金振替口座を記入してください。

なお、振替口座の登録手続きの都合により初回掛金のみ複数ヵ月(2～3ヵ月)分を振り替える場合があります。

口座振替日は毎月28日(金融機関休業日は翌営業日)

掛金の
口座振替日は
毎月28日

(注意1) 掛金は、前払い方式となります。(例、8月保障分は7月に振り替え)

また、加入申込書の記入不備などで、振替口座登録手続きが遅れた場合は、翌月に一括して振り替えます。

(注意2) 共済期間中、掛金の振り替えができなかった場合は翌月に加算し振り替えます。

契約発効(保障開始)時は2回、契約発効後は4回連続で振り替えできなかった場合は、契約不成立または契約失効となりますのでご注意ください。

4 割り戻し金について

毎年5月末の決算で剰余が生じた場合、契約者に割り戻し金としてお戻ししています。割り戻し金が発生した場合は、掛金振替口座へお返しします。



割り戻し金
発生時は
掛金振替口座へ
お返し

5 出資金について

「PGU生命・交通共済」「住まいる共済」の引受元は「こくみん共済 coop」となります。

当会は生活協同組合のため、当会の共済制度を利用する場合、出資金を払い込み当会の組合員になる必要があります。

初めて「PGU生命・交通共済」に加入される場合は、加入申込書に印字の出資金を初回掛金とともに振り替えます。

なお、出資金については、当会の共済制度を利用しなくなった場合、全額お返しします(返戻請求手続きが必要)。

PGU生命・交通共済

1 契約更新について

満64歳までは変更・解約のお申し出がない限り、自動更新となります。

(注) 満60歳の更新契約から病気等死亡保障額の上限は、以下の①②のいずれか小さい額となります。

①既契約と同額 ②本人:2,000万円 配偶者:1,500万円

退職や満了(満65歳の更新時)で「PGU生命・交通共済」の契約が終了する場合は、PGU福祉会に加入いただくと満80歳まで継続可能な移行制度(「アシストA」「アシストB」)をご利用いただけます。

※退職または満了時に別途ご案内します。

加入後は
自動更新

退職や
契約満了後は
PGU福祉会加入で
継続可能

2 コース変更(保障額の増額・減額)・解約について

毎年の更新時……増額・減額・解約することができます。

共済期間の途中……増額することはできます。減額・解約することはできません※。

※共済期間途中の増額の手続きには、解約届と加入申込書の提出が必要となります。

途中の
減額・解約
×

3 その他

「PGU生命・交通共済」は、毎年の収支精算後に掛金を見直すことがあります。また、パナソニックグループ労働組合連合会との協議により制度の変更をする場合があります。ほかの団体等で取り扱う当会の団体生命共済または交通災害共済と「PGU生命・交通共済」は、重複しての加入はできません(ご家族の契約を含む)。詳しくは所属団体(労働組合)または当会までお問い合わせください。

制度・掛金は
見直す可能性
あり

住まいる共済

1 契約更新・変更・解約について

変更・解約のお申し出がない限り、自動更新となります。また、契約者はいつでも将来に向かって契約を変更・解約することができます。

加入後は
自動更新

退職後・契約満了後の保障

他制度に引き続き加入いただけます。詳しくは、9・10ページをご確認ください。



退職後は
個人加入で
継続可能

加入できる方

PGU生命・交通共済

1 新規加入・保障額の増額をできる方

■生命医療コース(右記の▲内もご確認ください)

申込日(告知日)時点で健康な以下の方

- ・本人/配偶者(満64歳以下)
- ・生計を一にする未婚の子ども(満24歳以下)

■交通コース

本人と生計を一にする親族の方(年齢・同居・健康状態を問わず)

※保障額の増額をされる場合は、増額部分について健康状態の告知を問います。

※年齢はPGU生命・交通共済の契約発効日時点での満年齢です。

※配偶者・子どもの加入には本人の加入が必要です。

※配偶者には「内縁関係にある方等」を含みます。詳しくは、後記「ご契約のてびき」をご確認ください。

※生計を一にする未婚の子どもとは、組合員および組合員の配偶者の未婚の妻子および養子です。

2 他制度から移行加入できる方

■生命医療コース(右記の▲内もご確認ください)

現在、当会の認める移行前制度に加入している以下の方

- ・本人/配偶者(満64歳以下)
- ・生計を一にする未婚の子ども(満24歳以下)

※現在加入の病気等死亡保障額・病気等入院日額以下のコースへは、申込日(告知日)時点での健康状態を問わず移行いただけます(年齢により上限あり)

■交通コース

本人と生計を一にする親族の方(年齢・同居・健康状態を問わず)

加入できるコースは、契約者との続柄・発効日(更新日)時点の年齢等によって異なります。8ページ「加入できるコース」をご確認ください。

住まいる共済

必要な備えとお住まいの状況に合わせて、適切なプランをお選びいただけます。

PGU生命・交通共済

団体生命共済・交通災害共済<F型>
団体定期生命共済・個人賠償責任共済・交通災害共済

生命医療コース: 団体生命共済+交通災害共済
交通コース: 交通災害共済

STEP1 医療保障を確認

加入できる方は4ページ、
加入できるコースは8ページを参照

保障内容	入院※1 ①病氣入院共済金・災害入院共済金 ②入院共済金		疾病障害見舞金 ①疾病障害見舞金	ドナー支援金 ①ドナー支援金	交通事故による通院※5 ②通院共済金	
	病氣等・不慮の事故 (交通事故除く) ※2,3,7	交通事故※3,4	特定の 身体障がいの状態	ドナーとなるための 骨髄採取や 臓器採取・摘出の 手術	事故日から 180日以内の通院	
	1日目~180日分 1日につき	1日目~4日分 1日につき	5日目~180日分 1日につき		1日目~90日分 1日につき	
S	3,000円	6,750円	10,500円	120,000円	30,000円	3,750円
R	5,000円	8,750円	12,500円	200,000円	50,000円	3,750円
M	7,000円	10,750円	14,500円	280,000円	70,000円	3,750円
L	10,000円	13,750円	17,500円	400,000円	100,000円	3,750円
F03	—	2,250円	4,500円	—	—	2,250円
F05	—	3,750円	7,500円	—	—	3,750円

生命医療コース

交通コース

▶ 加入できる方……4ページをご確認ください。

▶ 加入できるコース……8ページをご確認ください。

*加入できるコースは、契約者との続柄・発効日(更新日)時点の年齢等によって異なります。

留意事項

移行加入

- 医療保障単独・死亡保障単独での加入(移行)はできません。
- 生命医療コースは、こくみん共済 coop の団体定期生命共済に交通災害共済(交通コースのF05)をセットした保障内容となっています。
- 被共済者がハイヤー、タクシーを業務運転中に被った事故の場合は、すべての共済金がお支払いできません(生命医療コースの交通災害共済部分および交通コース)。
- 同一被共済者が複数団体を通じてこくみん共済 coop の団体生命共済・交通災害共済に重複して契約されている場合、共済金を減額またはお支払いできない場合があります。
- 共済金請求の手続きにともなう添付書類(診断書・各種証明書等)取得の費用は契約者のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。
- 「PGU生命・交通共済」は共済期間の途中で減額・解約することはできません。
- 本人(契約者)が満65歳になられた場合、配偶者が満64歳以下の場合でも本人・配偶者契約ともアシストBへ移行となります。その際、子ども契約については、満24歳以下であっても終了します。
- 本人(契約者)よりも配偶者が先に満65歳になられた場合、本人契約はPGU生命・交通共済のまま、配偶者契約のみアシストBへ移行できます。
- グループ生命共済などにて加入・増額時(移行前1年間)に健康状態の質問事項に該当していた場合は、共済金をお支払いできないことがあります。
- 移行前に発症・発生していた病氣・事故によるお支払いが発生したときは、共済金をお支払いできないことがあります。
- 移行加入した「PGU生命・交通共済」は、「移行前契約(グループ生命共済等)の更新契約」とみなして取り扱います。入院共済金の入院日数上限(最高180日分)の算出時など、移行前契約と通算する場合があります。
- 移行時満60歳以上の方は、病氣等死亡保障額1,000万円が上限となります。
- 満59歳までに移行された方が満60歳の更新を迎えた場合の病氣等死亡保障額は、本人2,000万円・配偶者1,500万円が上限となります。

※1:「入院」とは、医師の治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため医師法で定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。入院日数は、入院を開始した日(入院日)から退院した日(退院日)または、医師が退院しても差し支えないと診断した日までの日数となります。

※2:病氣による入院は、共済期間中に病氣の治療を目的に病院または診療所に1日以上入院したとき1日目から180日を限度としてお支払いします。

※3:不慮の事故および交通事故による入院は、事故日より180日以内に開始した1日以上入院が対象です。1事故180日を限度として1日目からお支払いします(交通事故入院は※4も参照)。

※4:交通事故による入院は、生命医療コースの団体定期生命共済部分は1日目から対象となりますが、交通災害共済部分および交通コースは、5日目から対象となります。免責4日分については通院共済金をお支払いします。

※5:交通事故の通院は、事故の日から180日以内の実通院日が支払対象となります(90日分限度。往診日および交通事故入院共済金が対象外となる4日目までの入院を含みます)。「通院」とは、医師による治療が必要で、かつ病院または診療所へ通い治療を受けることをいいます。ただし、次の場合は通院日数に含まれます。

(1)往診による医師の治療の場合(2)ギプス固定等により、平常の生活または業務に従事できない場合(手・指のギプス固定は除く)

※6:「障がい(重度障がいを含む)」とは、後遺障がい(傷病が治った後に残る障がい)をさし、当会の定める基準によりその程度(1級から14級)に応じてお支払いします。なお、障がい固定したときの契約内容にもとづいた保障となります。

※7:「不慮の事故」とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。

※8:「不慮の事故等」とは、「不慮の事故」およびこくみん共済 coop が指定する感染症をいいます。

不慮の事故(交通事故を含む)を直接の原因とする共済金のお支払いについて

①共済期間中に不慮の事故が発生していること、かつ②共済期間中に死亡、重度障がい、障がい、入院などのお支払いする状況が発生していること、かつ③入院については、事故の日から180日以内に入院を開始していること、を条件とします。

●ここに記載している内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

STEP2 死亡保障を確認

加入できる方は4ページ、
加入できるコースは8ページを参照

保障内容	死亡・重度障がい(1級~3級の2,3,4) ①死亡共済金・重 度障がい共済金・災害死亡共済金・障害共済金 死亡共済金・障害共済金		障がい(3級の1,5~14級) ①障害共済金 ②障害共済金		
	病氣等	不慮の事故等 (交通事故除く) ※8	交通事故	不慮の事故等 (交通事故除く) ※8	
02	200万円	400万円	900万円	180~8万円	630~28万円
03	300万円	600万円	1,100万円	270~12万円	720~32万円
04	400万円	800万円	1,300万円	360~16万円	810~36万円
05	500万円	1,000万円	1,500万円	450~20万円	900~40万円
06	600万円	1,200万円	1,700万円	540~24万円	990~44万円
08	800万円	1,600万円	2,100万円	720~32万円	1,170~52万円
09	900万円	1,800万円	2,300万円	810~36万円	1,260~56万円
10	1,000万円	2,000万円	2,500万円	900~40万円	1,350~60万円
12	1,200万円	2,400万円	2,900万円	1,080~48万円	1,530~68万円
15	1,500万円	3,000万円	3,500万円	1,350~60万円	1,800~80万円
16	1,600万円	3,200万円	3,700万円	1,440~64万円	1,890~84万円
18	1,800万円	3,600万円	4,100万円	1,620~72万円	2,070~92万円
20	2,000万円	4,000万円	4,500万円	1,800~80万円	2,250~100万円
21	2,100万円	4,200万円	4,700万円	1,800~80万円	2,250~100万円
24	2,400万円	4,800万円	5,300万円	1,800~80万円	2,250~100万円
25	2,500万円	5,000万円	5,500万円	1,800~80万円	2,250~100万円
27	2,700万円	5,400万円	5,900万円	1,800~80万円	2,250~100万円
30	3,000万円	6,000万円	6,500万円	1,800~80万円	2,250~100万円
33	3,300万円	6,300万円	6,800万円	1,800~80万円	2,250~100万円
36	3,600万円	6,600万円	7,100万円	1,800~80万円	2,250~100万円
39	3,900万円	6,900万円	7,400万円	1,800~80万円	2,250~100万円
42	4,200万円	7,200万円	7,700万円	1,800~80万円	2,250~100万円
45	4,500万円	7,500万円	8,000万円	1,800~80万円	2,250~100万円
48	4,800万円	7,800万円	8,300万円	1,800~80万円	2,250~100万円
50	5,000万円	8,000万円	8,500万円	1,800~80万円	2,250~100万円
子ども					
3J	300万円	600万円	1,100万円	270~12万円	720~32万円
5J	500万円	1,000万円	1,500万円	450~20万円	900~40万円
6J	600万円	1,200万円	1,700万円	540~24万円	990~44万円
交通					
F03	—	—	300万円	—	270~12万円
F05	—	—	500万円	—	450~20万円

生命医療コース ※交通コース(F05)の保障内容がセットされています

交通コース

▼ 現在、02コースにご加入の方はこちら ▼ (注)02コースへの新規加入・コース変更はできません。

■ 02コースの保障額・掛金

02	死亡・重度障がい(1級~3級の2,3,4)		障がい(3級の1,5~14級)		S	R	M	L	
	病氣等	不慮の事故等 (交通事故除く)	交通事故	不慮の事故等 (交通事故除く)	入院日額 3,000円	入院日額 5,000円	入院日額 7,000円	入院日額 10,000円	
	200万円	400万円	900万円	180~8万円	630~28万円	S02:1,400円	R02:1,840円	M02:2,280円	L02:2,940円

STEP3 コース・掛金を確認

本人・配偶者	S		R		M		L	
	入院日額 3,000円	入院日額 5,000円	入院日額 7,000円	入院日額 10,000円	コース	月掛金	コース	月掛金
現在02コースにご加入の方専用のコースです。02コースへの新規加入・コース変更はできません。								
03	S03:1,620円	R03:2,060円	M03:2,500円	L03:3,160円				
04	S04:1,840円	R04:2,280円	M04:2,720円	L04:3,380円				
05	S05:2,060円	R05:2,500円	M05:2,940円	L05:3,600円				
06	S06:2,280円	R06:2,720円	M06:3,160円	L06:3,820円				
08	S08:2,720円	R08:3,160円	M08:3,600円	L08:4,260円				
09	S09:2,940円	R09:3,380円	M09:3,820円	L09:4,480円				
10	S10:3,160円	R10:3,600円	M10:4,040円	L10:4,700円				
12	S12:3,600円	R12:4,040円	M12:4,480円	L12:5,140円				
15	S15:4,260円	R15:4,700円	M15:5,140円	L15:5,800円				
▼ここより下のコースは本人専用コースとなります。配偶者の方はご加入いただけません。▼								
16	S16:4,480円	R16:4,920円	M16:5,360円	L16:6,020円				
18	S18:4,920円	R18:5,360円	M18:5,800円	L18:6,460円				
20	S20:5,360円	R20:5,800円	M20:6,240円	L20:6,900円				
21	S21:5,570円	R21:6,010円	M21:6,450円	L21:7,110円				
24	S24:6,200円	R24:6,640円	M24:7,080円	L24:7,740円				
25	S25:6,410円	R25:6,850円	M25:7,290円	L25:7,950円				
27	S27:6,830円	R27:7,270円	M27:7,710円	L27:8,370円				
30	S30:7,460円	R30:7,900円	M30:8,340円	L30:9,000円				
▼ここより下のコースはグループ生命共済《みんなのそなえ》からの移行者専用コースです(新規加入不可)。▼								
33	S33:7,940円	R33:8,380円	M33:8,820円	L33:9,480円				
36	S36:8,420円	R36:8,860円	M36:9,300円	L36:9,960円				
39	S39:8,900円	R39:9,340円	M39:9,780円	L39:10,440円				
42	S42:9,380円	R42:9,820円	M42:10,260円	L42:10,920円				
45	S45:9,860円	R45:10,300円	M45:10,740円	L45:11,400円				
48	S48:10,340円	R48:10,780円	M48:11,220円	L48:11,880円				
50	S50:10,660円	R50:11,100円	M50:11,540円	L50:12,200円				
子ども								
3J	S3J:1,080円	R3J:1,340円	M3J:1,600円	L3J:1,990円				
5J	S5J:1,340円	R5J:1,600円	M5J:1,860円	L5J:2,250円				
6J	S6J:1,470円	R6J:1,730円	M6J:1,990円	L6J:2,380円				
交通								
F03	—	—	—	180円				
F05	—	—	—	300円				

制度概要 記入のご案内

契約に関するご案内

PGU生命・交通共済

退職後の保障

住まえる共済

ご契約のてびき

PGU生命・交通共済の保障範囲

生命医療コース・交通コース

入院
①病気等による入院

病気等の治療を目的として1日以上入院したとき、1日目から180日を限度として共済金をお支払いします。

②不慮の事故による入院

不慮の事故により、事故の日から180日以内に開始した1日以上の入院について、1日目から180日を限度として共済金をお支払いします。

③交通事故による入院★

交通事故の日から180日以内に開始した連続5日以上入院について、共済金をお支払いします。
※入院開始日から4日目までは通院共済金をお支払いします(180日分を限度)。

④疾病障害見舞金

はじめて、後記「ご契約のてびき」<疾病障害見舞金>に記載の特定の身体障がいの状態となったとき、共済金をお支払いします。
※契約発効日・更新日現在の年齢が満66歳未満の被共済者に限ります。

⑤ドナー支援金

日本国内の病院または診療所において、後記「ご契約のてびき」<ドナー支援金>に記載の手術を受けたとき、共済金をお支払いします。

通院

⑥交通事故による通院★

交通事故の日から180日以内に行われた治療のための通院について、共済金をお支払いします。(90日分を限度)

死亡・重度障がい

⑦病気等による死亡・重度障がい

死亡または重度障がいの状態となったとき、共済金をお支払いします。

⑧不慮の事故等による死亡・重度障がい

不慮の事故、感染症により、死亡または重度障がいの状態となったとき、共済金をお支払いします。

⑨交通事故による死亡・重度障がい★

交通事故により、死亡または重度障がいの状態となったとき、共済金をお支払いします。

障がい

⑩不慮の事故等による障がい

不慮の事故、感染症により、当会の定める身体障がいの状態となったとき、共済金をお支払いします。

⑪交通事故による障がい★

交通事故により、当会の定める身体障がいの状態になったとき、共済金をお支払いします。



※交通コースは、「★」のついている保障のみが対象となります。
※具体的な保障内容は、5・6ページをご確認ください。

PLUS! PGU生命・交通共済 にプラスする保障
契約者の「生命医療コース」契約にセットして加入できます。配偶者・子どもおよび「交通コース」契約にはセットできません。また、個人賠償責任共済単独での加入はできません。PGU生命・交通共済の契約が終了するとき、同時に終了します。

個人賠償責任共済 月払掛金:200円

1つの契約でご家族*も保障されます!

*ご家族の範囲は、後記「ご契約のてびき」の個人賠償責任共済(●被共済者の範囲)をご確認ください。

他人にけがをさせたなど、損害賠償責任を負ったときに、**個人賠償責任共済**

損害賠償共済金・賠償費用共済金★ 支払限度額 **3億円**

— 例えばこんなとき —



自転車事故で他人にけがをさせた



飼い犬が他人にけがをさせた

⊕見舞金や弔慰金などの急な出費のために使える対人臨時費用(対人事故のとき)

内容	死亡させたとき	10日以上入院させたとき	謝罪等をしたとき
支払額	10万円	2万円	3,000円

※借家人(被共済者)が賃借している不動産について、貸主に対して生じた損害賠償責任は保障の対象となりません。
※貸家の所有・使用・管理に起因する貸主(被共済者)の法律上の賠償責任は保障の対象となりません。

★賠償費用共済金
損害賠償共済金とは別に、損害賠償するにあたって要した費用に対し、契約共済金額を限度にお支払いします。
【例】①損害の防止または軽減のために要した費用のうち、当会が必要または有益であったと認める費用など
②訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用 ③示談交渉に要した費用

※個人賠償責任共済は、当会の住まいる共済(個人賠償責任共済)、こくみん共済(個人賠償プラス)と同じ保障です。ご自身やご家族が、当会や他保険等で同種の保障(損害賠償責任保障)に加入している場合、保障が重複することがあります。
※2023年5月31日までに発効(更新)した契約期間中の事故の場合は、保障内容が一部異なりますので、当会までお問い合わせください。

ここに記載している内容は共済商品の概要を説明したものです。保障内容の詳細は、5・6ページおよび後記「ご契約のてびき」の「●共済金をお支払いする場合」「●共済金を減額してお支払いする場合」「●共済金をお支払いできない場合」をご確認ください。

加入できるコース

加入できる方は4ページをご確認ください。

生命医療コース

◎新規加入または保障額の増額の場合 下表のAを確認してください。

※加入申込書裏面に記載の質問への回答が必要です。健康状態により加入いただけない場合があります。

◎契約更新の場合 下表のBを確認してください。

※更新時に保障額の増額をする場合は、下表のAを確認してください。

◎グループ生命共済など他の制度からの移行加入の場合 下表のCを確認してください。

※移行可能な他制度、移行加入の取り扱いについては、裏表紙を参照ください。

※移行加入時に保障額の増額をする場合は、下表のAを確認してください。

質問への回答	続柄・年齢		生命医療コース		
	続柄	発効日(更新日)時点の満年齢	STEP1 医療保障	STEP2 死亡保障	
A 新規加入の増額	要	本人	満59歳以下	S・R・M・Lのいずれか	03~30
			満60歳~満64歳以下		03~06
		配偶者	満59歳以下		03~15
	満60歳~満64歳以下	03~06			
	子ども	満3歳以下		3J	
		満4歳~満24歳以下		3J~6J	
B 契約更新	不要 保障額の増額をする場合は、Aを確認	本人	満59歳以下	既加入の保障額と同額保障以下	既加入の保障額と同額保障以下(注1)
			満60歳の更新契約~満了		①②のいずれか小さい額以下(注1)
		配偶者	満59歳以下		①既加入の保障額と同額 ②20(2,000万円)
	満60歳の更新契約~満了	既加入の保障額と同額保障以下(注1)			
	子ども	満3歳以下		①②のいずれか小さい額以下(注1)	
		満4歳~満24歳以下		①既加入の保障額と同額 ②15(1,500万円)	
C 移行加入	不要 保障額の増額をする場合は、Aを確認	本人	満59歳以下	移行前契約の保障額と同額保障以下	03~ ①②のいずれか小さい額(注2)
			満60歳~満64歳以下		①移行前制度の保障額と同額 ②50(5,000万円)
		配偶者	満59歳以下		03~ ①②のいずれか小さい額
	満60歳~満64歳以下	①移行前制度の保障額と同額 ②10(1,000万円)			
	子ども	満3歳以下		03~ ①②のいずれか小さい額	
		満4歳~満24歳以下		①移行前制度の保障額と同額 ②15(1,500万円)	
				03~ ①②のいずれか小さい額	
				①移行前制度の保障額と同額 ②10(1,000万円)	
				3J~ 移行前契約の保障額と同額保障以下	

(注1)死亡保障02コースはすでに02コースに加入いただいている方専用のコースです。03以上のコースから02コースへの変更はできません。
(注2)移行前の他の制度で5,000万円を超える病気等死亡保障にご加入の場合でも、当制度の上限は50(5,000万円)となります。また、死亡保障30以下のコースで移行加入後に、30を超えるコースへの変更はできません。

交通コース(F03・F05のみ)

◎本人と生計を一にする親族の方であれば、年齢・同居・健康状態を問わずに加入いただけます。

新規加入・保障額の増額時のご注意

※新規加入・コース変更にて保障額の増額をするときは、加入申込書裏面にある質問への回答が必要です。

※加入されるコース・増額する内容により、回答いただく質問が異なります。

加入申込書裏面の表②をご確認ください。

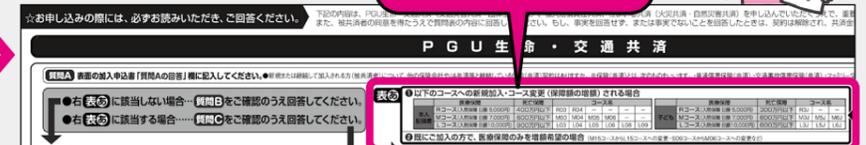
表②に該当しない場合

質問Aと質問Bに回答してください。

表②に該当する場合

質問Aと質問Cに回答してください。

ここをチェック!



予期せぬ
火災・自然災害に
備えましょう

おかげさまで70周年
新住まいる共済
火災共済・自然災害共済
風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

安心のポイント

築年数・使用年数にかかわらず
大切な住まいと家財をしっかり保障。

住宅や家財は、年数が経過するほど価値(時価)が下がっていきます。住まいる共済の「火災共済」は、火災などの被害に対して、被害にあった住まいや家財と同程度のものを、新たに購入・修復するために必要な金額(再取得価額*)で保障します。
*1 当会が定めた標準的な価額

自然災害にも安心の保障。

「火災共済」に「自然災害共済」をセットすることで、風水害や地震などにも備えられます。また、風水害(豪雨、雪崩、突風など)は、小さな被害から大きな被害まで保障します。

「持ち家」でも「賃貸」でも
家財の保障に加入しましょう。

住宅だけの契約では、家財は保障されません。一つ一つ買い足してきた家財も積み重なると大きな財産となります。万 one のとき、安心して元通りの生活を再建できるよう、家財の保障もしっかり備えましょう。

WEBでも請求手続きが可能。

住宅・家財損害の事故受付は、365日・24時間対応で受け付けています。

保障の種類と範囲

住まいる共済

火災共済

自然災害共済

住まいる共済は、「火災共済」と「自然災害共済」の2つの保障で成り立っています。

「火災共済」に「自然災害共済」をセットすると、自然災害にもしっかり備えられます。

※「自然災害共済」は、「火災共済」にセットして加入いただけます。

火災共済

自然災害共済

火災 など



- 火災 ● 落雷 ● 破裂・爆発
- 突発的な第三者の直接加害行為(損害額5万円以上)
- 他人の住居からの水ぬれ
- 消火作業による冠水・破壊
- 他人の車両の飛び込み
- 建物外部からの物体の落下・飛来

風水害 など



- 暴風雨 ● 突風・旋風(竜巻含む)
- 台風 ● 高波・高潮
- 洪水 ● 豪雨・長雨
- 雪崩 ● 降雪 ● 降ひょう
- 上記による地すべりもしくは土砂崩れ

地震 など



- 地震による損壊 ● 噴火による火災
- 地震による火災 ● 津波による損壊
- 噴火による損壊

盗難 などによる損害

- 盗難による盗取・汚損・損傷が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合

さらに安心の特約を付帯できます。

類焼損害保障特約

個人賠償責任共済

借家人賠償責任特約

盗難保障特約

▶詳しくは後記「特約」のページをご確認ください。

加入できる住宅・家財について

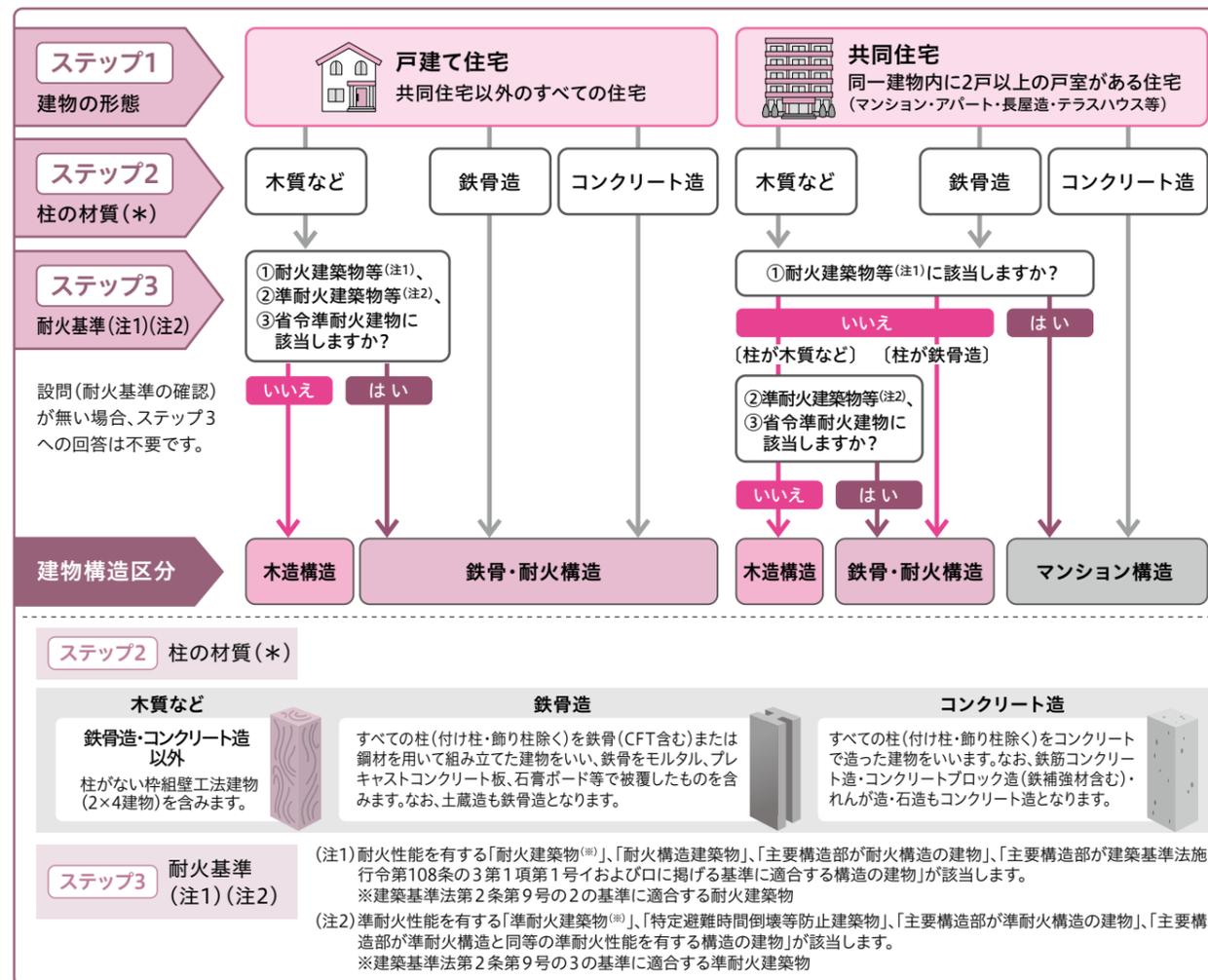
後記「ご契約のてびき」の住まいる共済「●共済商品のしくみ ■加入できる住宅または家財(保障の対象)」をご確認ください。

建物構造区分確認ガイド

建物の構造によって掛金は変わります。

ホームページでもカンタンに建物の構造を確認できます。

建物構造区分確認ガイド



ステップ2 柱の材質(*)

木質など

鉄骨造・コンクリート造以外
柱がない枠組壁工法建物(2×4建物)を含みます。

鉄骨造

すべての柱(付け柱・飾り柱除く)を鉄骨(CFT含む)または鋼材を用いて組み立てた建物をいい、鉄骨をモルタル、プレキャストコンクリート板、石膏ボード等で被覆したものを含みます。なお、土蔵造も鉄骨造となります。

コンクリート造

すべての柱(付け柱・飾り柱除く)をコンクリートで造った建物をいい。なお、鉄筋コンクリート造・コンクリートブロック造(鉄筋材含む)・れんが造・石造もコンクリート造となります。

ステップ3 耐火基準(注1)(注2)

- (注1) 耐火性能を有する「耐火建築物^(※)」、「耐火構造建築物」、「主要構造部が耐火構造の建物」、「主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イおよびロに掲げる基準に適合する構造の建物」が該当します。
※建築基準法第2条第9号の2の基準に適合する耐火建築物
- (注2) 準耐火性能を有する「準耐火建築物^(※)」、「特定避難時間倒壊等防止建築物」、「主要構造部が準耐火構造の建物」、「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」が該当します。
※建築基準法第2条第9号の3の基準に適合する準耐火建築物

解説 建物構造区分確認について

- 「二世帯住宅」の建物形態 ▶ 建物内部で行き来のできない二世帯住宅(区分登記できる二世帯住宅)の場合は「共同住宅」です。建物内部で行き来のできる二世帯住宅は「戸建て住宅」になります。
- 柱が見えない場合の材質の確認方法 ▶ 建築図面などで確認するか、建築業者や不動産業者に確認をお願いします。全く確認ができない場合は「木質など」の取り扱いとしてください。
- 鉄骨と木の柱が混在している場合 ▶ 「木質など」に該当します(ただし、付け柱、飾り柱除く)。なお、「コンクリート造」と「鉄骨造」が混在する場合は、「鉄骨造」に該当します。
- 【耐火建築物等】
【準耐火建築物等】
【省令準耐火建物】に
該当するかどうかご不明な場合 ▶ 次の方法でご確認のうえ、申込書・ステップ3の確認方法欄には該当する番号をご記入ください。

確認方法	記入番号
建築確認申請書、仕様書、他の火災保険証券などでの確認 ※申込時に「建築確認申請書」「仕様書・設計書」「保険証券」などの写しが必要です。	1
地上4階建て以上の共同住宅の場合、確認は不要です。 ※昭和35年以降建築の建物で、3階以上の階が共同住宅の場合に限ります。	2
「耐火基準申請書」を施工者等に記入いただき申込書と一緒に当会へ提出ください。 ※「耐火基準申請書」は当会ホームページよりダウンロードできます。	3
当会ホームページで耐火基準コードを確認	4

建物構造区分の定義の見直しについて

建築基準法(2019年6月25日施行)を踏まえ、建物構造区分の定義を見直しました。ご契約上の構造区分が変更となる場合、掛金額が今よりも安くなる場合がありますので、今一度ご確認をお願いいたします。

確認方法・お手続き等 ①上記の「建物構造区分確認ガイド」にて、現在ご登録いただいている構造区分から変更がないか、ご確認ください。
②変更がある場合は、同封の加入申込書を修正のうえ、耐火性能が確認できる書類等の写しと一緒に提出ください。

※すでに住まいる共済に加入いただいている方は、現在ご登録の建物構造区分から変更がないかご確認ください。

保障内容 ～ 火災共済 ～

保障内容 ～ 自然災害共済 ～

◎:手厚く保障されます。○:保障されます。
 △:保障が少なくなります。または、保障の一部が対象外となります。
 保障の対象が建物のみの場合、家財は保障されません。また、保障の対象が家財のみの場合、建物は保障されません。

火災共済のみ加入の場合

火災共済
 (自然災害共済なし)

火災 など <ul style="list-style-type: none"> ●火災 ●落雷 ●破裂・爆発 ●突発的な第三者の直接加害行為(損害額5万円以上) ●他人の住居からの水ぬれ ●消火作業による冠水・破壊 ●他人の車両の飛び込み ●建物外部からの物体の落下・飛来 	◎
風水害 など <ul style="list-style-type: none"> ●暴風雨 ●突風・旋風(竜巻含む) ●台風 ●高波・高潮 ●洪水 ●豪雨・長雨 ●雪崩 ●降雪 ●降ひょう ●上記による地すべりもしくは土砂崩れ 	△ <風水害保障なしタイプ>の場合は、保障されません。 (建物構造区分がマンション構造の場合のみ選択可)
地震 など <ul style="list-style-type: none"> ●地震による損壊 ●地震による火災 ●噴火による損壊 ●噴火による火災 ●津波による損壊 	保障されません
盗難 などによる損害 <ul style="list-style-type: none"> ●盗難による盗取・汚損・損傷などが生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合 	保障されません (特約で保障をセット可)

特約も追加でご加入いただけます(詳しくは後記「特約」のページをご確認ください)。

保障内容と保障額

保障額は加入人数によって決まります。

火災共済

損害別の最高保障額(支払限度額)
 (加入限度額)住宅400口(4,000万円)、家財200口(2,000万円)の場合

火災などのとき 最高 **6,000万円***1
 (火災等共済金)

台風・降雪などのとき 最高 **300万円***1
 (風水害等共済金★)

臨時費用共済金★*2
 お支払いする共済金の**15%**
 (200万円が限度)

火災共済には以下の保障も含まれます。金額は支払限度額・支払額です。

- 持ち出し家財共済金 100万円 または、家財の契約共済金額の20%(いずれか少ない額)
 ※「持ち出し家財」…家財のうち、共済契約関係者により家財を取寄する住宅内から一時的に持ち出された家財
- 水道管凍結修理費用共済金 10万円
 ※住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象
- 風呂の空だき見舞金 5万円
 風呂釜と浴槽がともに使用不能となったとき ……5万円
 風呂釜のみが使用不能となったとき ……2万円
 ※貸家・借家の場合、風呂の所有者によっては支払対象外となる場合があります。
- 住宅災害死亡共済金★ 1人300万円
 (1人につき1口あたり5,000円)
- さらにマンション構造の場合のみに付随する保障です。
- 漏水見舞費用共済金 50万円 または、契約共済金額の20%(いずれか少ない額)
 [第三者1世帯につき15万円を限度]
- バルコニー等修繕費用共済金 30万円 または、住宅の契約共済金額(いずれか少ない額)
 ※住宅契約に加入している場合のみ対象
- 修理費用共済金★ 100万円 または、契約共済金額の20%(いずれか少ない額)

*1 実際にお支払いする共済金の額は、加入いただいている保障額を限度として、被害・損害の程度にもとづきます。

*2 臨時費用共済金…罹災後、臨時の支出に充てる費用としてお支払いする共済金です(火災共済のみ)。

▶共済金をお支払いする場合(支払事由)については後記「ご契約のてびき」の住まいる共済「●共済金のお支払いなどについて」をご確認ください。

“★”がついている共済金は、マンション構造専用(風水害保障なしタイプ)の場合、風水害等による損害は対象外となります。

おすすめ! 自然災害共済をプラスした場合

◎:手厚く保障されます。○:保障されます。
 △:保障が少なくなります。または、保障の一部が対象外となります。
 保障の対象が建物のみの場合、家財は保障されません。また、保障の対象が家財のみの場合、建物は保障されません。

火災共済 + 自然災害共済
ベーシック
 (タイプB)

火災共済 + 自然災害共済
エコノミー
 (タイプE)

火災 など <ul style="list-style-type: none"> ●火災 ●落雷 ●破裂・爆発 ●突発的な第三者の直接加害行為(損害額5万円以上) ●他人の住居からの水ぬれ ●消火作業による冠水・破壊 ●他人の車両の飛び込み ●建物外部からの物体の落下・飛来 	◎	◎
風水害 など <ul style="list-style-type: none"> ●暴風雨 ●突風・旋風(竜巻含む) ●台風 ●高波・高潮 ●洪水 ●豪雨・長雨 ●雪崩 ●降雪 ●降ひょう ●上記による地すべりもしくは土砂崩れ 	◎	○ <風水害保障なしタイプ>の場合は、保障されません。 (建物構造区分がマンション構造の場合のみ選択可)
地震 など <ul style="list-style-type: none"> ●地震による損壊 ●地震による火災 ●噴火による損壊 ●噴火による火災 ●津波による損壊 	◎	○
盗難 などによる損害 <ul style="list-style-type: none"> ●盗難による盗取・汚損・損傷などが生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合 	○	○

自然災害共済は、火災共済と異なる口数や単独でのご加入はできません。

保障内容と保障額

保障額は加入人数によって決まります。

自然災害共済

火災共済の保障にプラスしてお支払します。

損害別の最高保障額(支払限度額)
 (加入限度額)住宅400口、家財200口の場合

台風・降雪などのとき 最高 **5,700万円***1
 (風水害等共済金★)

地震などのとき 最高 **1,800万円***1
 (地震等共済金)

ベーシック おすすめ! エコノミー

最高 **3,000万円***1
 最高 **1,200万円***1

自然災害共済には以下の保障も含まれます。金額は支払限度額・支払額です。

- 盗難共済金
 ・盗取・汚損・損傷…契約共済金額
 ・通貨(1万円以上)…20万円 または、家財の契約共済金額(いずれか少ない額)
 ・預貯金証書…200万円 または、家財の契約共済金額(いずれか少ない額)
 ・持ち出し家財…100万円 または、家財の契約共済金額の20%(いずれか少ない額)
- 地震等特別共済金
 ※加入口数が20口以上の場合のみ対象
 ベーシック…4.5万円(1世帯あたり)
 エコノミー…3万円(1世帯あたり)
- 付属建物等特別共済金(地震等の損害に対する保障)
 ※住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象
 ※「付属建物等」…物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポート など
 ベーシックのみ3万円(1世帯あたり)
- 傷害費用共済金★(1事故1名につき)600万円
 (1口あたり最高10,000円)

*1 実際にお支払いする共済金の額は、加入いただいている保障額を限度として、被害・損害の程度にもとづきます。

▶共済金をお支払いする場合(支払事由)については後記「ご契約のてびき」の住まいる共済「●共済金のお支払いなどについて」をご確認ください。

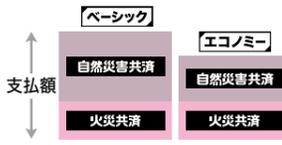
“★”がついている共済金は、マンション構造専用(風水害保障なしタイプ)の場合、風水害等による損害は対象外となります。

共済金額

■風水害などのときの保障について

自然災害共済にご加入の場合、火災共済と自然災害共済の共済金をあわせてお支払いします。

※支払限度額はベーシックの方が大きくなります。



▶支払限度額がありますのでご注意ください。また、共済金のお支払いに関する詳細は、後記「ご契約のてびき」の住まいの共済「●共済金のお支払いなどについて」をご確認ください。



火災などのとき

契約共済金額は「火災共済の加入口数」×10万円です。

被害の程度	1口あたりの共済金	支払額	臨時費用共済金
全焼損 (住宅の70%以上の焼破損)	10万円	契約共済金額の全額	お支払いする共済金の15% (200万円が限度)
半焼損・一部焼損	—	契約共済金額を限度とした再取得価額	—



風水害などのとき

契約共済金額は「火災共済の加入口数」×10万円です。

被害の程度	共済金の額	支払限度額	臨時費用共済金
全損・流失 (70%以上)	契約共済金額の30%	300万円 (住宅・家財契約の合計)	お支払いする共済金の15%
半損 (20%~70%未満)	契約共済金額の15%	150万円 (住宅・家財契約の合計)	
一部損 (20%未満)	住宅: 保障の対象となる住宅の損害額の30% 家財: 保障の対象となる家財の損害額の30%	住宅の契約共済金額の6% (最高40万円) 家財の契約共済金額の6% (最高20万円)	



風水害などのとき

契約共済金額は「自然災害共済の加入口数」×「1口あたりの共済金(ベーシック:10万円、エコミニ:5万円)」です。

被害の程度	ベーシック		エコミニ	
	共済金の額	支払限度額	共済金の額	支払限度額
全損・流失 (70%以上)	契約共済金額 -風水害等共済金(火災共済)	5,700万円	契約共済金額	3,000万円
半損・一部損 (70%未満)	住宅	損害額 -風水害等共済金(火災共済) -契約共済金額 -風水害等共済金(火災共済)	損害額 -風水害等共済金(火災共済) -契約共済金額 -風水害等共済金(火災共済)	契約共済金額
	家財	損害額 -風水害等共済金(火災共済) -契約共済金額 -風水害等共済金(火災共済)	損害額 -風水害等共済金(火災共済) -契約共済金額 -風水害等共済金(火災共済)	契約共済金額



地震などのとき

お支払いする共済金の額(地震等共済金)は「自然災害共済の加入口数」×「1口あたりの共済金」です。

被害の程度	ベーシック		エコミニ	
	1口あたりの共済金	支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額
全損・全焼 (住宅の損壊率70%以上)	30,000円	1,800万円	20,000円	1,200万円
大規模半損・大規模半焼 (住宅の損壊率50~70%未満)	18,000円	1,080万円	12,000円	720万円
半損・半焼 (住宅の損壊率20~50%未満)	15,000円	900万円	10,000円	600万円
一部損・一部焼 (損害額100万円超)	3,000円	180万円	2,000円	120万円
特別地震共済 住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合	1世帯あたり 4.5万円		1世帯あたり 3万円	

△付属建物等につき支払う建物の共済金の取り扱い

火災等共済金:火災共済の住宅の契約共済金額の10%が限度です。

ただし、契約金額が4,000万円、または加入基準額を超える場合は、加入基準額の10%が限度となります。

風水害等共済金:火災共済および自然災害共済について、それぞれの共済における住宅の契約共済金額の10%を限度として付属建物等の損害額を住宅の損害額に含めて共済金の額を算定します。

地震等災害見舞金について

地震等による損害を被り、火災共済に30口以上の加入があり、かつ、住宅の損害額が20万円を超えるときは、地震等災害見舞金をお支払いする場合があります(地震等とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます)。

この見舞金は、火災共済・自然災害共済による保障とは別にお支払いするものです。年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることになるため、お支払いをお約束するものではありません。

※貸家契約、空家契約は対象となりません。

特約

※特約などの概要(詳しい内容やセット加入の条件)については、後記「ご契約のてびき」をご確認ください。

特約	ご契約のてびき内の記載箇所	
類焼損害保障特約	住まいの共済 ●共済商品のしくみ	■特約について 類焼損害保障特約
個人賠償責任共済	個人賠償責任共済	
借家人賠償責任特約	住まいの共済 ●共済商品のしくみ	■特約について 借家人賠償責任特約
盗難保障特約	住まいの共済 ●共済商品のしくみ	■特約について 盗難保障特約

類焼損害保障特約

月払掛金 **200円**



自宅の火災が上の階に燃え広がった



自宅の火災が隣家に燃え移ってしまった



コンロが爆発して隣家の窓ガラスや壁が壊れてしまった

自宅からの火災により、近隣宅が損害を被ったときに。

類焼損害共済金 支払限度額 **1億円**

万一、ご近所の方が火災保障に未加入であった場合等のために、ご自身で備えておくことで安心です。

▶火災共済に30口以上加入している場合にセットできます。

個人賠償責任共済

月払掛金 **200円**



自転車事故で他人にけがをさせた



飼犬が他人にけがをさせた

他人にけがをさせたなど、損害賠償責任を負ったときに。

1つの契約でご家族*も保障されます!

損害賠償共済金・賠償費用共済金* 支払限度額 **3億円**

➕見舞金や弔慰金などの急な出費のために使える対人臨時費用(対人事故のとき)

内容	死亡させたとき	10日以上入院させたとき	謝罪等をしたとき
支払額	10万円	2万円	3,000円

※借家人(被共済者)が賃借している不動産について、貸主に対して生じた損害賠償責任は保障の対象となりません。※貸家の所有・使用・管理に起因する貸主(被共済者)の法律上の賠償責任は保障の対象となりません。※個人賠償責任共済は、当会の団体生命共済「個人賠償責任共済」、こくみん共済「個人賠償プラス」と同じ保障です。ご自身やご家族が、当会や他保険等で同種の保障(損害賠償責任保障)に加入している場合、保障が重複することがあります。

▶火災共済に30口以上加入している場合にセットできます。

借家人賠償責任特約

1口あたりの月払掛金(建物構造区分別)

木造構造	4円
鉄骨・耐火構造	2円
マンション構造	1.5円

加入例 建物構造区分:マンション構造 月払掛金 **150円** 支払限度額 **1,000万円**

※支払限度額は契約口数によって変わります。



洗濯機の故障による水漏れで床を傷めた



ストーブの消し忘れて床を焦がしてしまった

貸主に対して賠償責任を負ったときに。一賃貸住宅にお住まいの方に。

損害賠償共済金・賠償費用共済金* 支払限度額 **4,000万円**
(400口加入の場合)

▶火災共済の家財30口以上加入の場合にセットできます。

盗難保障特約

月払掛金 **100円**



自宅で現金や預金通帳、カードが盗まれた



旅行先のホテルの部屋で時計やバッグを盗まれた

空き巣被害により、大切な家財が盗難されたときに。

盗難共済金 支払限度額 **300万円**

盗難被害内容別支払限度額

被害内容	盗取、汚損、損傷	通貨(1万円以上)	預貯金証書	持ち出し家財
支払限度額	300万円	20万円	200万円	60万円

※預貯金証書の損害は、「盗難を知った後、すぐに所轄警察署と預貯金先に被害の届け出をした・預貯金が引き出されていた」場合に限り。 ※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難に遭うことをいいます。

▶火災共済の契約のみで家財30口以上加入の場合にセットできます。

*賠償費用共済金…損害賠償共済金とは別に、損害賠償するにあたって要した費用に対し、契約共済金額を限度にお支払いします。

損害賠償するにあたって要した費用とは ①損害の防止または軽減のために要した費用のうち、当会が必要または有益であったと認める費用など ②訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用 ③示談交渉に要した費用

必要保障額と掛金の計算

「ステップ1」「ステップ2」の空欄を埋めて、必要保障額と口数、掛金を計算しましょう。

ステップ1 必要保障額・加入口数

必要保障額(加入基準)とは、元通りの生活を再建するためにいくらかかるか、その目安となるものです。

住宅の必要保障額 (持ち家)



住宅の延床面積(坪数)を確認します。

※坪数小数点以下切り上げ

$$\boxed{} \text{ m}^2 \div 3.3 = \boxed{\text{ア}}$$

次に住宅の必要保障額を確認します。

住宅の加入基準はお住まいの地域と住宅構造で異なります。所在地の加入基準を①に記入してください。

住宅構造	住宅の所在地	1坪(3.3m ²)あたりの加入基準
木造構造	東京、神奈川、京都、大阪	80万円
	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、長野、山梨、静岡、富山、石川、福井、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、和歌山、兵庫、鳥取、岡山、広島、山口、福岡、沖縄	70万円
	その他の道県	60万円
鉄骨・耐火構造	東京、神奈川	90万円
	埼玉、千葉、山梨、静岡、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、京都、大阪、和歌山、兵庫	80万円
	その他の道県	70万円

$$\boxed{\text{ア}} \text{ 坪} \times \boxed{\text{イ}} \text{ 万円} = \boxed{\text{ウ}} \text{ 住宅の必要保障額 万円}$$

⚠ 他保険(共済)契約のある方は、以下の計算をしてください。

※必要保障額を超える加入はできないためご記入ください。

※切り替えて申し込みされる場合は記入は不要です。

$$\boxed{\text{ウ}} \text{ 万円} - \boxed{\text{エ}} \text{ 他保険(共済) 万円} = \boxed{\text{ク}} \text{ 住宅の必要保障額 万円}$$

家財の必要保障額 (持ち家・賃貸住宅)



家財の必要保障額を確認します。

家財の必要保障額(加入基準)は住宅の延床面積・世帯主の年齢・世帯人数で異なります。該当の必要保障額(加入基準)を②に記入してください。

住宅延床面積	世帯主年齢	必要保障額(加入基準)				
		世帯人数				
		単身	2人	3人	4人	5人以上
10坪以上	30歳未満	500万円	900万円	1,000万円	1,100万円	1,200万円
	40歳未満	600万円	1,300万円	1,400万円	1,500万円	1,600万円
10坪未満	40歳以上	700万円	1,800万円	1,900万円	2,000万円	2,000万円
		上記の額、または700万円のいずれか少ない額				

$$\boxed{\text{カ}} \text{ 家財の必要保障額 万円}$$

⚠ 他保険(共済)契約のある方は、以下の計算をしてください。

※必要保障額を超える加入はできないためご記入ください。

※切り替えて申し込みされる場合は記入は不要です。

$$\boxed{\text{カ}} \text{ 万円} - \boxed{\text{エ}} \text{ 他保険(共済) 万円} = \boxed{\text{キ}} \text{ 家財の必要保障額 万円}$$

住宅と家財の「必要保障額」から「加入口数」を計算します。

※住宅・家財それぞれ2口単位(偶数)にてお申し込みください。※必要保障額のうち加入できるのは住宅4,000万円(400口)、家財2,000万円(200口)が限度です。

$$\begin{aligned} & \boxed{\text{ウ}} \text{ または } \boxed{\text{ク}} \text{ 住宅の必要保障額 万円} \div 10 \text{ 万円} = \boxed{\text{ハ}} \text{ 住宅の加入口数 口} \\ & \boxed{\text{キ}} \text{ または } \boxed{\text{カ}} \text{ 家財の必要保障額 万円} \div 10 \text{ 万円} = \boxed{\text{ニ}} \text{ 家財の加入口数 口} \\ & \boxed{\text{ハ}} + \boxed{\text{ニ}} = \boxed{\text{ア}} \text{ 住宅と家財の合計加入口数 口} \end{aligned}$$

ステップ2 掛金

掛金払込方法: 月払い

掛金を計算します。建物構造区分ごとに掛金が異なります。お住まいの建物構造区分を前記「建物構造区分確認ガイド」でご確認ください。※自然災害共済のみの加入はできません。

火災共済の掛金額

$$\boxed{\text{ア}} \text{ 口} \times \begin{array}{l} \text{1口あたりの月払掛金} \\ \text{木造構造} \quad 6 \text{円} \\ \text{鉄骨・耐火構造} \quad 3.5 \text{円} \\ \text{マンション構造} \quad 3 \text{円} \\ \text{(風水害保障なし)} \quad (2.5 \text{円}) \end{array} = \boxed{\text{B}} \text{ 円}$$

自然災害共済の掛金額

$$\boxed{\text{ア}} \text{ 口} \times \begin{array}{l} \text{ベーシック} \\ \text{1口あたりの月払掛金} \\ \text{木造構造} \quad 16 \text{円} \\ \text{鉄骨・耐火構造} \quad 10.5 \text{円} \\ \text{マンション構造} \quad 8 \text{円} \\ \text{(風水害保障なし)} \quad (7 \text{円}) \end{array} \text{ または } \begin{array}{l} \text{エコノミー} \\ \text{1口あたりの月払掛金} \\ \text{木造構造} \quad 11.5 \text{円} \\ \text{鉄骨・耐火構造} \quad 8 \text{円} \\ \text{マンション構造} \quad 5.5 \text{円} \\ \text{(風水害保障なし)} \quad (5 \text{円}) \end{array} = \boxed{\text{C}} \text{ 円}$$

※「ベーシック」または「エコノミー」のいずれかをお選びください。

希望する特約の掛金額を足して④に記入してください。

類焼損害保障特約	個人賠償責任共済	盗難保障特約	④ 特約の掛金 円
月払掛金 200円	月払掛金 200円	月払掛金 100円	

※類焼損害保障特約、個人賠償責任共済は火災共済に30口以上、盗難保障特約は火災共済のみの加入で家財契約に30口以上加入している場合に加入できます。

借家人賠償責任特約(賃貸住宅にお住まいの方)の掛金を計算します。

借用住宅の種類による保障額の目安を参考に、希望する保障額を設定します。

借用住宅の種類	保障額の目安
マンション・アパート(延床面積50m ² 未満)	1,000万円(100口)
マンション・アパート(延床面積50m ² 以上)	2,000万円(200口)
戸建て	2,000万円(200口)

ご希望の保障額 万円 ÷ 10万円 = $\boxed{\text{E}}$ 口

※2口単位(偶数)にてお申し込みください。

※特約のみの加入はできません。火災共済の家財契約に30口以上加入している場合にお申し込みいただけます。※上の表により算出した保障額を超える損害賠償責任が発生する場合があります。上の表以外にも借用住宅の延床面積を問わず500万円(50口)~4,000万円(400口)の範囲で加入できます。

$$\begin{array}{l} \text{1口あたりの月払掛金} \\ \text{木造構造} \quad 4 \text{円} \\ \text{鉄骨・耐火構造} \quad 2 \text{円} \\ \text{マンション構造} \quad 1.5 \text{円} \end{array} \times \boxed{\text{E}} = \boxed{\text{F}} \text{ 借家人賠償責任特約の掛金 円}$$

合計の掛金を計算します。

$$\boxed{\text{B}} \text{ 円} + \boxed{\text{C}} \text{ 円} + \boxed{\text{D}} \text{ 円} + \boxed{\text{F}} \text{ 円} = \boxed{} \text{ あなたの掛金額 円}$$

※掛金計算上、端数(50銭)が発生した場合は切り上げとなります。

ご契約のてびき

契約概要と注意喚起情報について

このご契約のてびき（契約概要・注意喚起情報）は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了承のうえお申し込みください。なお、ご契約の内容は商品名に応じた事業規約（「共済掛金額および責任準備金等算出方法書」）ならびにこれらにかかる条項を除きます。●細則によって定まります。このご契約のてびきは、ご契約の内容すべてを記載したものではありません。ご不明な点がございましたら、こくみん共済 coop（以下「当会」といいます。）までお問い合わせください。

ご契約内容となる事業規約・細則について

- 団体定期生命共済の事業規約・細則は当会にお問い合わせください。
- 団体定期生命共済以外の共済の事業規約・細則は当会のホームページ（<https://www.zenrosai.coop/tebiki.html>）よりご参照ください。

契約概要 ご契約に際して特に確認いただきたい事項

注意喚起情報 ご契約に際して特に注意していただきたい事項

■ご契約のしおりのご案内

- ※当会では、ご契約者の皆さまへ「契約上の大切な事項を分かりやすくご説明する資料」として、「ご契約のしおり」を作成しております。「ご契約のしおり」は、当会ホームページに掲載しておりますので、パソコンやスマートフォン等から、いつでも簡単に閲覧いただけます。
- ※「ご契約のしおり」に記載がありますが、ご加入の団体では取り扱いのない特約等があります。詳しくは所属の団体を通じて当会までお問い合わせください。

「ご契約のしおり」
検索方法



こくみん共済 coop
ホームページ
サイト内検索（画面の右上）



しおり で検索

- 必要なときに、いつでも閲覧が可能です（「ご契約のしおり」データは保存・印刷することも可能です）。
 - 「共済商品名」「保障開始年月」で該当の「ご契約のしおり」を検索できます。
- <共済商品名> PGU生命・交通共済；セット共済（団体生命共済）
住まいる共済；セット共済（火災共済）

共済商品名称と該当する事業規約・細則

共済商品名	PGU生命・交通共済	住まいる共済 (火災共済・自然災害共済)
当会商品名称	団体生命共済 交通災害共済	住まいる共済 (火災共済・自然災害共済)
事業規約・細則	団体定期生命共済・ 個人賠償責任共済	風水害等給付金付火災共済・ 自然災害共済・個人賠償責任共済

自然災害共済のタイプ名称は以下のとおりです。

本紙上で記載している タイプ名称	事業規約上の名称
ベーシック	タイプB
エコノミー	タイプE

※共済契約証書および一部の申込書類では事業規約上の名称のみ記載しています。

用語の説明

【**契約者**】当会と契約を結び、契約上の権利・義務を持つ方。出資金を払い込んで組合員となる必要があります。

【**共済契約関係者**】契約者およびその人と生計を一にする親族をいいます。【**生計を一にする（同一生計）**】日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいいます。同居であることを要しません。

【**配偶者**】法律上の婚姻関係にある方、内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方（以下「内縁関係にある方等」）をいいます。

※内縁関係にある方等とは、生活実態をもとに当会が認めた方をいい、主たる被共済者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。

【**未婚**】これまでに婚姻歴がないことをいいます。

【**支払事由**】共済金が支払われる事由をいいます。

【**発効日**】申し込まれた契約の保障が開始する日をいいます。

【**共済の目的（保障の対象）**】契約により保障されるものをいいます。

【**付属工作物**】門、塀、垣、カーポートなどをいいます。

【**付属建物**】物置、納屋、車庫などをいいます。

【**再取得価額**】被害にあったものと同程度のものを新たに購入・修復するために必要な当会が定めた標準的な価額をいいます。

【**火災等**】火災、落雷、破裂・爆発、突発的な第三者の直接加害行為（損害額5万円以上）、他人の住居からの水ぬれ、消火作業による冠水・破壊、他人の車両の飛び込み、住宅外部からの物体の落下・飛来をいいます。

【**風水害等**】暴風雨、突風・旋風・竜巻、台風、高波・高潮、洪水、豪雨・長雨、雪崩、降雪、降ひょうまたはこれらによる地すべりもしくは土砂崩れをいいます。

【**雨水等**】雨、雪、ひょう、風、砂塵、これらに類するものをいいます。

【**地震等**】地震による損壊・火災、噴火による損壊・火災、これらによる津波をいいます。

【**損壊**】壊れ、破れ、亀裂、傷、傾斜、変形、ずれをいいます。

【**床上浸水**】居住部分の床面（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除く）を超える浸水または地盤面（床面が地盤面より下にある場合はその床面をいう）から45cmを超える浸水により、日常生活を営むことができない場合をいい、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。

被共済者の氏名（団体生命共済・交通災害共済の場合）、保障の対象の所在地（火災共済・自然災害共済の場合）、主たる被共済者の氏名（個人賠償責任共済の場合）、クーリングオフする旨を当会にお申し出ください。詳しくは所属団体を通じて、当会までお問い合わせください。

●加入申込書（申込書）および質問表の記入について

1. 申込書は当会と契約を締結するもの、および質問事項を告知するものとして重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表（健康状態等についての質問事項）について正確にお答えいただけなかった場合、契約が解除となり、共済金をお支払いできないことがあります。被共済者になる方の同意を得て、契約申込者（契約者）自身が記入し、内容を充分にお確かめのうえ、署名してください。

2. 申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は共済契約代表者または契約申込者（契約者）に通知します。

3. 契約申込者（契約者）が申込書の「申込日」に記入した日を告知日（申込書の質問表への回答日）とします。

●契約の成立と効力の発生について

当会が申し込みを承諾した場合は、その申込日に契約は成立します。効力の発生日は、各団体との協定書に定める日からとなります。中途加入等異なる場合は、契約の成立日以降の翌月1日午前0時からとなります。

●2回目以降の掛金払い込みと払込猶予期間・契約の失効

払込期日の翌日から1ヵ月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は払込期日に遡って効力を失い消滅します。

●共済金等を確実にご請求いただくために（代理請求について）

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人（指定代理請求人）が共済金等を請求することができます（「指定代理請求制度」といいます）。また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方（代理請求人）が共済金等を請求することができます（「代理請求制度」といいます）。

●規約および細則の変更について

当会が事業規約・細則を改正した場合には、更新日時点における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等（支払事由、共済金の額、

その他の契約内容となるすべての事項）により更新します。また、当会共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、当会ホームページへの掲載やその他の方法により周知します。

●共済金の不法取得目的による契約の無効について

契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をした場合には、その契約は無効となり、契約当初からの払込掛金はお返しできません。

また、すでに共済金および返戻金を支払っていたときは返還していただきます。

●詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、被共済者（個人賠償責任共済の場合は主たる被共済者）または共済金受取人が、申し込みの際に詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消される場合があります。

※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただきます。

※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

●掛金の保険料控除について

団体生命共済の掛金は、一部を除き生命保険料控除の対象となります。また、自然災害共済の地震等損害部分に相当する掛金は、地震保険料控除の対象となります。

団体生命共済（個人賠償責任共済除く）・交通災害共済 共通項目

契約概要

●共済金受取人について

1. 共済金受取人は契約者です。

2. 1.にかかわらず、被共済者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、(1) から (5) の順位になります。なお、(2) から (5) の中では、記載の順序になります。

(1) 契約者の配偶者（内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方（以下「内縁関係にある方等」）を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです。）

※「内縁関係にある方等」とは、生活実態をもとに当会が認めた方をいいます。また、戸籍上の性別が同一である場合については、加入時に確認書類の提示（自治体の同性パートナーシップの証明書、住民票、当会所定の確認書のいずれか）をお願ひしています。

(2) 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹（「その収入により生計を維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じです）

(3) 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(4) (2) にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(5) (3) にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

3. 2.において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の死亡共済金受取人を代表します。

4. 契約者は、支払事由が発生するまでは所定の書類により、被共済者の同意および当会の承諾を得て、2.の死亡共済金受取人の順位または順序を変更することができます。また、死亡共済金受取人を2.以外の契約者の親族等に指定または変更することができます。

5. 4.により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合で、その後契約更新（以下「更新」といいます。）されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとします。

6. 死亡共済金受取人を指定または変更するための書類が当会に到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払ったときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、重複して共済金は支払いません。

7. 4.により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後に新たな死亡共済金受取人が指定されなるときは、1.または2.に規定する順位または順序によります。

●共済金支払いの分割・繰り延べ・削減

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ払い、削減をすることがあります。

注意喚起情報

●契約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

1. 共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき

2. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき

3. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有しているときと認められるとき

*1 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力をいいます。

*2 「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経

営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

4. 他の契約等との重複によって、被共済者にかかる共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします）の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき

5. 前記1.～4.までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不適当と判断したとき

6. 契約者または被共済者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。当該契約の未経過共済期間（1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます）に相当する掛金をお返しします。

※前記3.の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

●被共済者による契約の解除請求について

被共済者が契約者以外である場合、被共済者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。

団体生命共済（個人賠償責任共済除く）

契約概要

●被共済者になることができる方

発効日または更新日に、次のいずれかに該当する方

1. 契約者（団体の構成員。以下同じです）

2. 契約者の配偶者

3. 契約者と同一生計で次に該当する満24歳までの未婚の方

(1) 契約者の子

(2) 契約者の配偶者の子

※家族（配偶者・子）の加入には契約者本人の加入が必要です。他制度からの移行加入の場合は、このリフレットの4ページ「**加入できる方**」の「**他制度から移行加入できる方**」をご確認ください。

●被共済者になることができない方

1. 質問表の回答が当会が確認し、加入が妥当でないと判断した方。ただし、全員一律加入契約および家族全員一律加入契約を除きます（取組団体のみ）。

2. 発効日または更新日に次の職業・職務に従事している方

(1) 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業・職務

(2) テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業・職務

ただし、契約者本人が、これらの職業・職務に従事している場合でも、所属する団体の全被共済者の3%以内であれば加入できます。（加入することができる基本契約共済金額は500万円までとなります。）

●割り戻し金について

毎年5月末の決算において、団体単位に収支計算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金としてお戻しします。

●共済金をお支払いする場合

1. 基本契約

<死亡共済金・重度障害共済金>

被共済者が共済期間中に死亡、または重度障がいの状態となった場合に、基本契約共済金額を死亡共済金または重度障害共済金としてお支払いします。

※死亡共済金と重度障害共済金は重複して支払いません。

2. 傷害特約（災害特約・災害死亡特約・災害入院特約）

<災害死亡共済金（災害特約・災害死亡特約）>

被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間（契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます。）中に死亡した場合に、災害特約共済金額および災害死亡特約共済金額を災害死亡共済金としてお支払いします。

<障害共済金（災害特約・災害死亡特約）>

被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間（契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます。）中に次の(1)または(2)の状態になった場合に、それぞれに記載の金額を障害共済金としてお支払いします。

(1) 重度障がいの状態となったとき

「災害特約共済金額および災害死亡特約共済金額」

(2) 重度障がいを除く身体障がいの状態となったとき

障害共済金 = 災害特約共済金額 × 「身体障害等級別支払割合表」に規定する障害等級に応じた支払割合

<災害入院共済金（災害入院特約）>

被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として共済期間（契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます。）中に1日以上の入院をした場合に、次の金額を災害入院共済金としてお支払いします。

※事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院が対象となります。

災害入院共済金 = 災害入院特約共済金額（日額） × 入院日数

なお、災害入院共済金をお支払いする入院日数の限度は、同一の不慮の事故による1回の入院について180日までとなります。また、一度退院し、事故の日からその日を含めて180日以内に再入院した場合には、1回の入院とみなします。

※入院日と退院日が同一の日である場合には、入院基本料の支払いの有無などを参考に判断します。

●契約内容に関する届け出について

- 契約者は次の場合、所属する団体を通じて当会へご連絡ください。ご連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。
1. 契約者または被共済者の氏名を変更したとき（死亡共済金受取人、指定代理請求人を含む）
 2. 契約者の住所を変更したとき
 3. 被共済者について、交通事故による傷害を被った場合
 4. 他の交通災害共済や交通災害保険に加入したとき
 5. 被共済者が契約概要「●被共済者になることができる方」の範囲外になったとき

個人賠償責任共済

契約概要

●契約について
次の1.または2.いずれかの契約にセットして加入できます。共済期間は、個人賠償責任共済をセットする契約（以下「付帯される契約」）と同一とし、付帯される契約が終了（無効・取り消し・失効・解約・解除・消滅）するとき、同時に終了します。

1. 団体生命共済
 2. 火災共済（30口以上加入している場合）
- ※新たにセットして加入する場合、付帯される契約は加入時に契約者が選択します。
- ※付帯される契約を変更する場合は、別途、手続きが必要ですが（付帯される契約が終了する場合で、他にセットできる契約があっても、自動でセットすることはありません。）
- ※団体生命共済に付帯する場合、家族契約へセットしての加入はできません。主たる被共済者は契約者です。

●被共済者の範囲

損害の原因となった事故発生時において、次のいずれかに該当する方とします。なお、一契約で以下の被共済者の範囲に該当する方も保障の対象となります。

1. 主たる被共済者（付帯される契約の被共済者）
2. 主たる被共済者の配偶者
3. 主たる被共済者またはその配偶者の同居の親族
4. 主たる被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子
5. 被共済者の親権者、法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族（被共済者が責任無能力者である場合、その方に関する事故に限り、被共済者に含まれます。）

※未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

●共済金をお支払いする場合

日本国内において次の1.や2.により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したり、電車等を運行不能にさせたことで、被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします（1回の事故につき上限3億円）。

1. 日常生活における偶然な事故
2. 被共済者が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故

※上記とは別に、賠償費用共済金として、損害を与えた相手方に対する対人臨時費用や損害拡大防止費用（当会が認めたもの）等をお支払いします。

※共済金受取人は、損害賠償請求権を有する被共済者または共済金を受け取るべき人です。

注意喚起情報

●共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）

- 次のいずれかの損害への賠償責任
1. 被共済者の範囲に含まれる親族、およびその同居親族に対する損害
 2. 暴行または殴打に起因する損害
 3. 職務従事者に起因する損害
 4. 被共済者が所有・使用・管理する財物に関する損害
 5. 心神喪失に起因する損害
 6. 自動車、バイクなどの車両、船舶、航空機、銃器の所有・使用・管理に起因する損害
 7. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた損害 など

●保障の重複について

当会および当会以外の契約で、すでに同種の保障に加入しているときは保障が重複することがあります。重複するが、保障の対象となる事故については、どちらの契約からでも保障されますが、いずれか一方の契約からは保険金や共済金が支払われない場合があります。それぞれの契約内容の違いや保障される金額をご確認いただき、保障の可否をご判断ください。

※主たる被共済者とそのご家族がそれぞれ個人賠償責任共済に加入し、保障が重複した場合、支払限度額はそれぞれの保障額を合算した額となります（それぞれの契約から共済金を重ねてお支払いすることはありません。）

※同様の保障を提供する他の契約に加入した場合、当会へ連絡してください。

●契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

1. 契約者の意思によらず契約の申し込みがされたとき
2. 付帯される契約が契約の発効日または更新日において無効であるとき

※すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しします。

●契約の解除

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

1. 被共済者または共済金を受け取るべき人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
2. 契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
3. 契約者または被共済者が、反社会的勢力*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していると認められるとき

*1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった

4. 船舶職員および小型船舶操縦者法（昭和26年4月16日法律第149号）第2条（定義）第1項に規定する船舶およびそれと同等級の外国船舶。ただし、河川の渡し船および海技従事者の操縦する遊覧船を含みます。

●共済金をお支払いする場合

<死亡共済金>
被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間（契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます）中に死亡した場合、死亡共済金をお支払いします。

<障害共済金>
被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間（契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます）中に身体障がいの状態になった場合、「身体障害等級別支払割合表」に規定する等級に応じた支払割合の金額を障害共済金としてお支払いします。

<入院共済金>
被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間（契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます）中に連続して5日以上入院した場合、次の計算により入院共済金をお支払いします。

※事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院が対象となります。

$$\text{入院共済金} = \text{入院共済金額（日額）} \times [\text{入院日数（184日限度）} - \text{免責4日}^*]$$

*免責4日分については、通院共済金をお支払いします。

<通院共済金>
被共済者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として共済期間（契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます）中に通院した場合、次の計算により通院共済金をお支払いします。

※事故の日からその日を含めて180日以内に行われた通院が対象となります。

$$\text{通院共済金} = \text{通院共済金額（日額）} \times \text{通院日数（90日限度）}$$

■ハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った交通事故の場合のご注意
<F型>
被共済者がハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った交通事故の場合には、すべての共済金をお支払いの対象となりません。

●共済金を減額してお支払いする場合

被共済者が交通事故により傷害を被り、共済金をお支払いする場合、すでに存在していた障がいもしくは傷病の影響、または当該事故の後にその原因となった事故と関係なく発生した障がいもしくは傷病の影響により傷害が重大になったときは、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定してお支払いします。

注意喚起情報

●共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）

1. 契約者、被共済者、共済金受取人の故意または重大な過失によるとき
2. 被共済者の犯罪行為によるとき
3. 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
4. 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
5. 被共済者の精神障がいまたは泥酔によるとき
6. 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき
7. 原因がいかなる場合でも頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの
8. 道路以外の場所における車両の交通によって生じたもので、自動車安全運転センター各都道府県事務所が発行する交通事故証明書交付を受けられなかったもの（交付を受けられない場合はお問い合わせください）
9. 人または物の運搬以外の用途を兼ねる交通機関の当該用途に関連して生じたもの
10. 列車、路面電車等の専用軌道内もしくは自動車専用道路内に立ち入り、または当該軌道もしくは道路を当該交通機関による以外の方法により通行し、当該交通機関との接触、衝突によって生じたもの（ただし、業務上の必要による立ち入り、または通行によって生じたものを除きます）
11. 被共済者が試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます）、訓練（自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除きます）、競技・興行（練習を含みます）のため運行中の交通機関に搭乗している間に生じた傷害
12. 被共済者が職務として以下の作業に従事中に当該作業に直接起因する事故によって被った傷害
 - (1) 荷役作業（土石などの積み込み、積みおろし作業を含みます）
 - (2) 当会の規定する交通機関の修理、点検、整備または清掃の作業
13. 被共済者が定期、不定期航空運送事業に使用されていない航空機を操縦している間または当該航空機に搭乗することを職務とする被共済者が職務上搭乗している間に生じた傷害
14. 被共済者が職務として漁業に従事している間に生じた傷害
15. F型に加入の場合、被共済者がハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った交通事故によるとき
16. 契約が解除されたとき

●契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

1. 被共済者が発効日、すでに死亡していたとき
2. 被共済者が、発効日または更新日に契約概要「●被共済者になることができる方」の範囲外であったとき

3. 共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分

4. 契約申し込みの際、被共済者の同意を得ていなかったとき

5. 契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき

※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※契約が無効の場合には、当該契約の掛金の全部または一部を、契約者にお返しします。

●契約の消滅について

被共済者が死亡したとき

4. 不慮の事故を原因とする共済金	<ol style="list-style-type: none"> (1) 契約者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき (2) 被共済者の故意または重大な過失によるとき (3) 被共済者の犯罪行為によるとき (4) 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき (5) 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき (6) 被共済者の精神障害または泥酔によるとき (7) 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき (8) 原因がいかなる場合でも頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの など
5. 疾病を原因とする共済金	<ol style="list-style-type: none"> (1) 契約者または被共済者の故意または重大な過失によるとき (2) 被共済者の薬物依存によるときまたは薬物依存により生じた疾病によるとき (3) 原因がいかなる場合でも頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの など

●契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

1. 契約者が発効日または更新日にすでに死亡していたとき
2. 被共済者が発効日にすでに死亡していたとき
3. 契約者が発効日または更新日に団体の構成員でなくなっていたとき
4. 被共済者が発効日または更新日に契約概要「●被共済者になることができる方」の範囲外であったとき
5. 共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分
6. 契約の申し込みの際、被共済者の同意を得ていなかったとき
7. 契約者の意思によらず契約を申し込まれたとき など

※契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を、契約者にお返しします。

※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

●契約の消滅について

次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。

1. 被共済者が死亡したとき
2. 被共済者が重度障がいの状態となったとき（重度障害共済金が支払われた場合に限りです）

※共済金を契約者または死亡共済金受取人にお支払いする場合で、未払込掛金があるときはその未払込掛金の額を共済金から差し引かせていただきます。

●契約内容に関する届け出について

契約者は次の場合、所属する団体を通じて当会へご連絡ください。ご連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。

1. 契約者または被共済者の氏名を変更したとき（死亡共済金受取人、指定代理請求人を含む）
2. 契約者の住所を変更したとき
3. 被共済者が契約概要「●被共済者になることができる方」の範囲外になったとき

交通災害共済

契約概要

●被共済者になることができる方

契約の発効日または更新日において、次のいずれかに該当する方

1. 契約者（団体の構成員。以下同じです）
2. 契約者の配偶者
3. 2.以外の契約者と生計を一にする親族

●交通事故の定義について

この共済において交通事故とは、次に掲げるものをいいます。

1. 運行中の交通機関に搭乗していない被共済者の、運行中の交通機関（自動車、自転車、電車、ケーブルカー、航空機、船舶、遊覧船など、およびこれらに積載されているものも含みます。以下同じです）との衝突、接触等による事故
 2. 運行中の交通機関に搭乗していない被共済者の、運行中の交通機関の衝突、接触、火災、爆発等による事故
 3. 運行中の交通機関に搭乗している被共済者の不慮の事故
 4. 乗客（入場客を含みます）として、改札口を有する交通機関の乗降場構内（改札口の内側をさします）における被共済者の不慮の事故
 5. 道路（道路交通法第2条第1項第1号から第7号までに定めるもの、日本国外においても同法で定める道路と同程度のものとする）を運行中の被共済者の次に掲げる不慮の事故
 - (1) 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からの物の落下
 - (2) 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
 - (3) 火災または破裂・爆発
- ※運行中には「駐車中」は含みません。

●交通機関の範囲について

この共済における交通機関の範囲は次のとおりです。

1. 自動車、電車、路面電車、気動車、モノレール、ケーブルカー（ロープウェイを含みます）、リフト、エレベーターおよびエスカレーター。ただし、工業施設構内で用いられている工業施設の一部となっている運搬具を除きます。
2. 自動車、原動機付自転車、自転車、荷車、牛車、馬車、人力車、そりおよびトロリーバス等の車両（道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）第2条（定義）第1項第8号から第12号までに規定するもの）。ただし、次のものは含みません。
 - (1) 身体障がい者用の車イスおよび小児用の車
 - (2) 道路法（昭和27年6月10日法律第180号）第3条（道路の種類）に定める道路（市町村道以上の道路）を運行中の原動機付耕運機
3. 航空法（昭和27年7月15日法律第231号）第2条（定義）第1項に規定する航空機

3. 病氣入院特約
<病氣入院共済金>
被共済者が共済期間（契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。）中に疾病の治療を目的とする1日以上入院した場合に、次の金額を病氣入院共済金としてお支払いします。

$$\text{病氣入院共済金} = \text{病氣入院特約共済金額（日額）} \times \text{入院日数}$$

なお、病氣入院共済金をお支払いする入院日数の限度は、同一の原因による1回の入院について180日までとなります。また、一度退院し、同一の原因により退院日の翌日からその日を含めて180日以内に再入院した場合には、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、病氣入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院とします。

※入院日と退院日が同一の日である場合には、入院基本料の支払いの有無などを参考に判断します。

<疾病障害見舞金>

被共済者（病氣入院特約の発効日または更新日現在の年齢が、満66歳未満の方に限ります）が共済期間中にはじめて次の(1)から(5)のいずれかの特定の身体障がいの状態となった場合に、次の金額を疾病障害見舞金としてお支払いします（それぞれ1回のお支払いとなります）。

- (1) 恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの
 - ※一時的な装着や既に装着した恒久的心臓ペースメーカー・その付属品（電池など）の交換を除きます。
- (2) 心臓に人工弁を置換したもの
 - ※人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。
- (3) 腎臓の機能を全く永久に失い、かつ、人工透析療法または腎移植を受けたもの
 - ※一時的な人工透析療法を除きます。
 - ※腎移植のうち、自家腎移植および再移植を除きます。
 - ※次のいずれかの場合は、疾病障害見舞金をお支払いできません。
 - ①人工透析療法を受けたことにより疾病障害見舞金をお支払いした後に、腎移植を受けたとき
 - ②腎移植を受けたことにより疾病障害見舞金をお支払いした後に、人工透析療法を受けたとき
- (4) 直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの
- (5) ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設したものまたは尿路変更術を受けたもの

$$\text{疾病障害見舞金} = \text{病氣入院特約共済金額（日額）} \times 40$$

<ドナー支援金>

被共済者が共済期間中に生体間における骨髄移植または臓器移植のドナーとなるための骨髄の採取（末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取を含みます）または臓器の採取・摘出を直接の目的とする手術を受けた場合、次の金額をドナー支援金としてお支払いします。

$$\text{ドナー支援金} = \text{病氣入院特約共済金額（日額）} \times 10$$

※日本国内の病院または診療所において受けた手術が対象となります。※皮膚移植、骨移植および輸血はお支払いの対象となりません。※臓器移植とは、肝臓移植・腎臓移植その他当会が認めるものをいいます。

●共済金を減額してお支払いする場合

<重度障害共済金>
発効日または更新日（増額した場合）時点で、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷害を原因として、発効日または更新日（増額した場合の増額部分）から180日以内に重度障がいの状態になったときは、前項「●共済金をお支払いする場合」における重度障害共済金の額を50%減額してお支払いします。

<災害死亡共済金・障害共済金・災害入院共済金>
不慮の事故等による傷害については、次の影響を除いて共済金の額を決定し、お支払いします。

1. 事故前から存在していた障がい・傷病による影響
2. 事故後、その事故とは関係なく発生した障がい・傷病による影響
3. 正当な理由なく、被共済者が治療を行わず傷害が重大となったことによる影響
4. 正当な理由なく、契約者または共済金受取人が治療させなかったことによる影響

注意喚起情報

●共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）

次のいずれかに該当する場合、共済金をお支払いできません。

共済金の種類	主な免責事由
1. すべての共済金	<ol style="list-style-type: none"> (1) 契約が解除されたとき (2) 契約が無効となったときや詐欺等により取り消されたとき
2. 死亡を原因とする共済金	<ol style="list-style-type: none"> (1) 被共済者が発効日または更新日（増額した場合の増額部分）から1年以内に自殺したとき (2) 被共済者の犯罪行為によるとき (3) 共済金受取人の故意によるとき (4) 契約者の故意によるとき（契約者と同一人である場合を除きます） など
3. 重度障がいを原因とする共済金	<ol style="list-style-type: none"> (1) 被共済者が発効日または更新日（増額した場合の増額部分）から1年以内に自殺行為により重度障がいの状態となったとき (2) 被共済者の故意（自殺行為を除きます）によるとき (3) 被共済者の犯罪行為によるとき (4) 契約者の故意によるとき（契約者と同一人である場合を除きます） など

日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力をいいます。

*2 「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法で、反社会的に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

- 前記1.～3.までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不適当と判断したとき
- 契約者または主たる被共済者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
 - 当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。
 - ※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合は共済金は支払いしません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
 - ※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。なお、当該契約の未経過共済期間（1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます）に相当する掛金をお返しします。
 - ※前記3.の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の被共済者のみであるときは、その被共済者に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

住まいる共済（個人賠償責任共済除く）

契約概要

●**共済商品のしくみ**

■**火災共済**

保障の対象に火災等・風水害等で損害が発生した場合、共済金をお支払いします。

契約は住宅と家財のそれぞれにおいて、住宅は1棟ごとに、家財は1棟の住宅内に収容されている家財ごとに契約します。

<加入口数について>

住宅は400口（4,000万円）、家財は200口（2,000万円）までの範囲で、それぞれで定めている加入基準を上限に偶数口数（2口単位）で加入できます。

※他の火災共済・保険などに加入されている場合は、他保険などの契約金額を差し引いた額（口数）でご加入ください。

■**自然災害共済**

保障の対象に風水害等、地震等、盗難などで損害が発生した場合、共済金をお支払いします。

契約方法については、火災共済にセットして加入できます（住宅ごと、家財ごとに火災共済と同口数で加入ください）。加入できるタイプは「ベーシック」または「エコノミー」のいずれかです（住宅1棟に対して複数の契約がある場合には同一タイプに統一して加入ください）。

※大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発令された場合にも、当該地域に所在する住宅または家財については、新規・増額契約はお引き受けできません。

※火災共済が無効・取り消しになったときは、自然災害共済も無効・取り消しとなります。また、火災共済が共済期間の中途において終了したときにも同時に終了します。

■**加入できる住宅または家財（保障の対象）**

- 住宅
 - 共済契約関係者（契約者および契約者と同一生計の親族をいいます。以下同じです）が所有し、人が居住している日本国内の住宅または事務所・店舗等併用住宅
 - ※共有持分になっている場合は、持分に応じて分割して契約し、可能な限り所有者を契約者としてください。
 - ※空家または無人の住宅等は、原則として保障の対象とはできません。
 - ※民泊（住宅を活用し、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業）物件は、加入できません。なお、共済契約関係者が居住する場合には、共済契約関係者もっぱら居住している部分に限り加入できます。

<事務所・店舗等併用住宅の扱いについて>

事務所・店舗等併用住宅で、次のいずれかに該当する場合には、共済契約関係者もっぱら居住している部分に限り加入できます（いずれにも該当しない事務所・店舗等併用住宅の場合は、事務所、店舗等を含め住宅全体を対象に加入できます）。
ア. 事務所・店舗等部分の面積が居住部分の面積を超える場合
イ. 事務所・店舗等部分の面積が20坪以上となる場合
ウ. 次の用途を兼ねる住宅

常時10人以上が業務に従事する事務所、火薬類専門販売業・再生资源集荷業、作業員宿舍・簡易宿泊所、貸座敷・待合・割烹・料亭、キャバレー・ナイトクラブ・バー・スナック・ピアホールその他これらに類するもの、映画館・劇場・遊技娯楽場、工場・作業場（常時5人以上が作業に従事するもの）・倉庫・車庫

<住宅の構造について>

構造区分は3区分です。「建物形態」「柱の材質」「耐火基準」にもとづき決定します。掛金は構造区分により異なります。

〔木造構造〕：マンション構造および鉄骨・耐火構造に該当しない住宅

〔鉄骨・耐火構造〕：マンション構造に該当しない住宅で以下1.～4.のいずれか

- 次のいずれかに該当する住宅
 - コンクリート造
 - コンクリートブロック造
 - れんが造
 - 石造
 - 土蔵造
 - 鉄骨造
- 耐火建築物等（戸建てのみ）（注1）
- 準耐火建築物等（注2）
- 省令準耐火建物

〔マンション構造〕：以下1.または2.のいずれか

- 次のいずれかに該当する共同住宅
 - コンクリート造
 - コンクリートブロック造
 - れんが造
 - 石造
- 耐火建築物等（注1）の共同住宅

（注1）耐火性能を有する「耐火建築物（※）」、「耐火構造建築物」、 「主

要構造部が耐火構造の建物」、「主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物」が該当します。

※建築基準法第2条第9号の2の基準に適合する耐火建築物
準耐火性能を有する「準耐火建築物（※）」、「特定避難時間倒壊等防止建築物」、「主要構造部が準耐火構造の建物」、「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」が該当します。

※建築基準法第2条第9号の3の基準に適合する準耐火建築物

- 家財
 - 共済契約関係者が居住する日本国内の住宅に収容される共済契約関係者が所有する家財
 - ※事務所・店舗等併用住宅の場合は、共済契約関係者もっぱら居住する部分に収容される家財に限ります。
 - ※貸家の場合は家財には加入できません。
 - ※空家または無人の住宅等の家財は、原則として保障の対象とはできません。
- 保障の対象とならない住宅・家財（抜粋）
 - ①通貨、預貯金証書、有価証券、電子マネー、貴金属、美術品、自動車およびその付属品、動物・植物等の生物など
 - ②事務所・店舗等専用の建物、営業用の商品、器具備品、設備など
 - ③稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿など
 - ④義歯、義肢、人工臓器など
 - ⑤データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
 - ⑥空家や無人である住宅およびその住宅内の家財
 - ⑦法人名義の住宅

■**特約について**

借家人賠償責任特約

借用住宅の借主（被共済者）の過失で火災、破裂・爆発、漏水等が発生し、借用住宅に損害が生じたことにより、借主が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします。

契約方法については、火災共済（家財）に30口以上加入し、次の（1）～（3）のすべてに該当する場合に加入できます。

- (1) 借用住宅に基本契約の保障の対象である家財が収容されているとき
- (2) 借用住宅が共済契約関係者の所有でないとき
- (3) 借用住宅の借主（被共済者）と借用住宅の貸主との間で、借用住宅の賃貸借契約または使用貸借契約がされているとき
 - ※被共済者は共済契約関係者でなければなりません。

類焼損害保障特約

保障の対象である住宅、保障の対象である住宅に収容される家財、保障の対象である家財、または保障の対象である家財を収容する住宅から発生した火災、破裂または爆発により近隣の住宅およびそこに収容される家財に損害が生じた場合に、その住宅および家財の所有者（類焼保障被共済者）に共済金をお支払いします。
契約方法については、火災共済に30口以上加入している場合に加入できます。
※1物件に1契約とします。

盗難保障特約

盗難により損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合に共済金をお支払いします（家財のみが保障の対象です）。
契約方法については、火災共済のみの加入で家財に30口以上加入している場合に加入できます。
※自然災害共済に加入している場合は加入できません。

●**共済金のお支払いなどについて**

■**共済金をお支払いする場合（支払事由）**

詳細な共済金額については、このリーフレットの前記「保障内容 ～火災共済～」「保障内容 ～自然災害共済～」「共済金額」「特約」をご確認ください。

※マンション構造専用（風水害保障なしタイプ）について、後述の“★”がついている共済金は風水害等による損害の場合、対象外となります。

※後述の“*”がついている共済金については、保障の対象である住宅に付属工作物および付属建物を含みます。

火災共済について

火災等共済金*

保障の対象に火災等により損害が生じた場合
※火災等とは…火災、落雷、破裂・爆発、突発的な第三者の直接加害行為（損害額5万円以上）、他人の住居からの水ぬれ、消火作業による冠水・破壊、他人の車両の飛び込み、住宅外部からの物体の落下・飛来をいいます。

風水害等共済金**

保障の対象である住宅、保障の対象である家財を収容する住宅、または保障の対象である家財に、風水害等により損害が生じた場合
※浸水による損害は床上浸水に限り、雨水等の吹き込み、浸み込みまたは漏入による住宅内部または家財の損害は、次の1.または2.に該当するものに限ります。

- 住宅の外側の部分（住宅の外壁、屋根、開口部等をいう）の損壊を伴うもの
- 給排水設備の不測かつ突発的な事故によるもの
 - ※風水害等とは…暴風雨、突風・旋風・竜巻、台風、高波・高潮、洪水、豪雨・長雨、雪崩、降雪、降ひょうまたはこれらによる地すべりもしくは土砂崩れをいいます。
 - ※床上浸水とは…居住部分の床面（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除く）を超える浸水または地盤面（床面が地盤面より下にある場合はその床面をいう）から45cmを超える浸水により、日常生活を営むことができない場合をいい、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。
 - ※雨水等とは…雨、雪、ひょう、風、砂塵、これらに類するものをいいます。

持ち出し家財共済金（家財契約がある場合）

持ち出し家財について、日本国内の他の建物（アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もっぱら通路に利用されているものを除く）内において火災等による損害が生じた場合

臨時費用共済金★

火災等共済金または風水害等共済金支払われる場合

火災見舞費用共済金*

保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅から発生した火災、破裂・爆発により、第三者の所有物に臭気附着以外の損害が生じ、見舞金等を現実に自己の費用で支払った場合

水道管凍結修理費用共済金（住宅の加入口数が20口以上の場合）

保障の対象である住宅の専用水道管が凍結により損壊（パッキングのみの損壊を除く）し、共済契約関係者が修理費用を自己の費用で支払った場合

バルコニー等修繕費用共済金（住宅契約がある場合で、かつ、マンション構造のみ）

保障の対象である住宅の専用使用権付共用部分が火災等により損害を受け、その区分所有建物の管理規約にもとづき共済契約関係者が修繕費用を自己の費用で支払った場合

漏水見舞費用共済金（マンション構造のみ）

保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅から発生した事故（火災、破裂・爆発は除く）を原因として、第三者の所有物に水ぬれ損害が生じ、見舞金等を現実に自己の費用で支払った場合

修理費用共済金★（マンション構造のみ）

借用住宅に火災等または風水害等により損害が生じ、共済契約関係者が賃貸借契約にもとづき修理費用を自己の費用で支払った場合

住宅災害死亡共済金★

火災等共済金または風水害等共済金支払われ、かつ、共済契約関係者がその事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合

風呂の空だき見舞金

保障の対象である風呂釜および浴槽が火災に至らない空だきにより、次の1.または2.に該当する場合

- 1.風呂釜かつ浴槽が使用不能になったとき
- 2.風呂釜が使用不能になったとき

自然災害共済について

風水害等共済金**

保障の対象である住宅、保障の対象である家財を収容する住宅、または保障の対象である家財に、風水害等により損害が生じた場合

※申し込み以前に発生した風水害等により、申込日の翌日から7日以内の共済期間中に生じた損害を除きます。

※浸水による損害は床上浸水に限り、雨水等の吹き込み、浸み込みまたは漏入による住宅内部または家財の損害は、次の1.または2.に該当するものに限ります。

- 1.住宅の外側の部分（住宅の外壁、屋根、開口部等をいう）の損壊を伴うもの
- 2.給排水設備の不測かつ突発的な事故によるもの

盗難共済金

盗難により次の1.～3.のいずれかの損害が生じ、かつ、共済契約関係者が所轄警察署に被害の届け出をした場合

- 1.保障の対象に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合
- 2.日本国内の他の建物（アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もっぱら通路に利用されているものを除く）内において、持ち出し家財に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合
- 3.保障の対象である家財を収容する住宅内において生じた、通貨の1万円以上の盗取または共済契約関係者の名義の預貯金証書の盗取による損害が生じた場合。ただし、預貯金証書の盗取については、次のすべてをみとずる場合
 - (1) 共済契約関係者が、盗取を知った後直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと
 - (2) 盗取にあった預貯金証書により、預貯金口座から現金が引き出されたこと

※汚損、損傷による盗難共済金の額は、「火災共済」より支払われる場合には、火災等共済金と合わせて損害の額を限度とします。

※通貨・預貯金証書・持ち出し家財の損害は、家財契約がある場合のみ対象となります。

地震等共済金

地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅に損害が生じ、その損害額が100万円を超える場合
※地震等とは…地震による損壊・火災、噴火による損壊・火災、これらによる津波をいいます。

地震等特別共済金（住宅および家財の合計加入口数が20口以上の場合）

地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅に損害が生じ、その損害額が20万円を超え100万円以下の場合

付属建物等特別共済金*

※**ベーシックのみ（住宅の加入口数が20口以上の場合）**

地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、保障の対象である住宅の付属建物または付属工作物に損害が生じ、その損害額が20万円を超える場合

※付属建物とは…物置、納屋、車庫などをいいます。

※付属工作物とは…門、塀、垣、カーポートなどをいいます。

傷害費用共済金★

火災等共済金、風水害等共済金、地震等共済金または盗難共済金支払われ、共済契約関係者がその事故を直接の原因として傷害を受け、その日から180日以内に死亡または身体障がいの状態になった場合
※当会が定める「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障がい

の状態になった場合、その障がいの程度に応じてお支払いします。

■**共済金をお支払いできない主な場合（主な免責事由）**

火災共済について

※各特約を含む。ただし、14.～16.については、類焼損害保障特約を除く。次のいずれかの事由により生じた損害

- 1.発効日以前に生じた損害
- 2.住宅の欠陥および老朽化に伴う雨もり、台風などで吹き込んだ雨もり
- 3.契約者、保障の対象の所有者、共済金受取人またはこれらの人の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反
- 4.保障の対象である家財（持ち出し家財を除く）が、保障の対象である家財を収容する住宅外にある間に生じた事故
- 5.火災等または風水害等に際しての保障の対象の紛失または盗難
- 6.置き忘れ、紛失その他の共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の事故
- 7.直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震等
- 8.直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政權奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 9.直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質もしくは核燃料物質により汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 10.9.以外の放射線照射または放射能汚染
- 11.7.～10.の事由により発生した事故の延焼または拡大
- 12.発生原因がいかなる場合でも、7.～10.の事由による事故の延焼または拡大
- 13.7.～10.の事由に伴う秩序の混乱
- 14.保障の対象（借家人賠償責任特約の場合は「借用住宅」をいいます。以下同じです）の欠陥（契約者、保障の対象の所有者またはこれらの人に代わって保障の対象を管理する人が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除く）
- 15.保障の対象において、次のいずれかに該当する損害

- (1) 自然の消耗もしくは劣化（日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含む）
- (2) 性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害など
- (3) ねずみ食い、虫食いなど
- 16.保障の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（落書きによる汚損を含む）であって、保障の対象ごとに、その保障の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- 17.借用住宅の改築、増築または取り壊し等の工事〔借家人賠償責任特約〕
- 18.次の損害賠償責任を負担することにより被った損害〔借家人賠償責任特約〕
 - (1) 被共済者と借用住宅の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任
 - (2) 被共済者が借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された損傷、汚損に起因する損害賠償責任
- 19.共済契約関係者またはこれらの人の法定代理人の故意〔類焼損害保障特約〕
- 20.類焼保障被共済者またはその法定代理人の故意、重大な過失または法令違反（他の類焼保障被共済者が受け取る金額については除く）〔類焼損害保障特約〕
- 21.家財の置き忘れもしくは紛失、または置き引き、車上ねらい、その他共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の盗難〔盗難保障特約〕
- 22.持ち出し家財である自転車および原動機付自転車の盗難〔盗難保障特約〕

■**自然災害共済について**

次のいずれかの事由により生じた損害

1.「**■共済金をお支払いできない主な場合（主な免責事由）**」の**「火災共済について**」の1.～4.、8.～10.の事由により発生した事故の延焼または拡大（発生原因がいかなる場合でも含む）、および8.～10.の事由に伴う秩序の混乱、14.～16.

- 2.風水害等、地震等または火災等に際しての保障の対象の紛失または盗難
- 3.家財の置き忘れもしくは紛失、または置き引き、車上ねらい、その他共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の盗難
- 4.持ち出し家財である自転車および原動機付自転車の盗難
- 5.地震等が発生した日から10日を経過した後に生じた損害〔地震等共済金、地震等特別共済金、付属建物等特別共済金〕
- 6.原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの〔傷害費用共済金〕
- 7.物置・納屋・車庫などの付属建物、門・塀・垣・カーポートなどの付属工作物の損害〔地震等共済金、地震等特別共済金〕

■**自然災害共済の共済金が削減される場合**

- 1.自然災害共済は、当会・電通共済生協・教職員共済（以下「自然災害共済実施生協」といいます。）が共同で実施するものです。
1回の風水害等または地震等による自然災害共済実施生協全体の所定の支払共済金総額が、あらかじめ定めた次の総支払限度額を超える場合は、お支払いする共済金をその所定の支払共済金総額に対する総支払限度額の割合によって削減してお支払いします。なお、2000年5月の制度実施以降、2011年の東日本大震災を含め、支払共済金総額が総支払限度額を超えたことはなく、共済金は削減せずにお支払いしています。
(1) 風水害等の総支払限度額…850億円（2024年4月1日～2025年3月31日）／1,100億円（2025年4月1日～）
※この額は、1900年以降に発生した過去の風水害等（最大の台風である1959年の伊勢湾台風を含みます。）と同程度の風水害等であれば概ね削減せずに共済金をお支払いすることのできる水準に設定していますが、過去に類をみない超大規模の風水害等については共済金を削減してお支払いする可能性があります。

※この額は、1900年以降に発生した過去の風水害等（最大の台風である1959年の伊勢湾台風を含みます。）と同程度の風水害等であれば概ね削減せずに共済金をお支払いすることのできる水準に設定していますが、過去に類をみない超大規模の風水害等については共済金を削減してお支払いする可能性があります。

組合員について

- 組合員の資格
 - この消費生活協同組合（都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます）の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
 - この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。
- 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。
- 自由脱退
 - 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
 - この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
 - 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届届の催告をしなければならない。
 - 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。
- 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

 - 組合員たる資格の喪失
 - 死亡
 - 除名
 - 除名
 - この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
 - 3年間この組合の事業を利用しないとき
 - この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
 - 前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
 - この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

新しく組合員になれる方へ（出資金について）

「こくみん共済 coop」は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員になるには、1口（100円）の出資が必要です（生活協同組合運営のために10口（1,000円）以上の出資をお願いしています）。なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの「こくみん共済 coop」へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただけていない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただきます場合がありますのでご注意ください。

お客さまに関する個人情報の取り扱いについて

■「パナソニックグループ労働組合連合会」と「こくみん共済 coop」の協定
 組合員・お客さまからご提供いただいた個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、当会の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のためにご契約者の所属労働組合、福祉共済センター、当会と共同で利用させていただきます。組合員・お客さまからご提供いただいた個人情報については、上記に記載の目的以外には使用いたしません。共同で利用する事項は【共同利用事項】のとおりです。
 また、組合員・お客さまの個人情報の管理については、管理責任体制のもと、適切な管理を行うとともに、外部への流出の防止、外部からの不正なアクセス、または紛失・改ざんなどの危険に対し最大限の安全対策を実施しています。なお、組合員・お客さまの特定個人情報（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」にもとづき適切に取り扱います。【共同利用事項】
 共同利用する保有個人データは次の項目です。
 ①事業場コード、事業場名、社員番号、ポストナンバー、支部コード、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、従業員区分
 ②加入・継続申込書記載事項（契約者情報・被共済者情報・契約内容）
 ③年末調整手続事項（年間払込金額・割戻金額・申告金額）
 ④パナソニックグループ労働組合連合会経由の共済金支払手続事項（支払通知書-契約者情報・被共済者情報、共済事由、共済金額）
 ■所属団体について
 所属する労働組合・共済会等（以下、「所属団体」といいます。）を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報（特定個人情報を除く）を所属団体に提供させていただきます。
 ■医療機関等について
 共済金の適正かつ迅速なお支払いを行うために必要な範囲内の個人情報（医療機関・当事者等の関係先に提供することがあります）
 ■再共済（再保険）について
 再共済（保険）契約の締結や再共済（保険）金の請求等のため、再共済（保険）の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。
 ■保有個人データ（共済契約等）の共同利用について
 共済契約の維持および共済金のお支払いの適正化などを目的に、行政庁／支払査定時照会制度に加盟する共済事業団体・生命保険会社／損害保険会社等との間で、本契約に関する個人情報を共同利用させていただくことがあります。
 ※個人情報の取り扱いに関する詳細は当会ホームページ（https://www.zenrosai.coop）をご参照ください。

団体事務手数料のお支払いについて

契約者が所属する労働組合・共済会等（以下、「所属団体」といいます。）を通じてご加入される場合、契約等にかかわる事務手続きは契約者からの委任にもとじて所属団体が代行することとなります。こくみん共済 coop は、この事務手続きに際して生じる費用相当額を、契約者に代わって所属団体に事務手数料としてお支払いします。

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

- 苦情のお申し出先について
 こくみん共済 coop（当会）では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。当会に対するご相談・ご不満などがございましたら、ご加入の各都道府県の当会までご連絡ください。
- 裁定または仲裁の申し立てについて
 苦情などのお申し出につきまして、当会で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」（ADR促進法）にもとづく法務大臣の認証を取得しています。
 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所
 ・電話 03-5368-5757
 ・受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日・年末年始除く）
 ※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

⚠️ **ご注意** 住宅修理サービス等のトラブルにご注意ください!

こくみん共済 coop は、ご契約者様からのご一報を受けないまま、被害調査や共済金請求に関するお電話や訪問を行うことはございません。万一、不審な電話や訪問を受けた場合は、一切応じず、当会または警察等へご相談ください。

詳しくは、
 当会ホームページを
 ご覧ください▶



「こくみん共済 coop」は、1957年9月に誕生した営利を目的としない保障（共済商品）の「生協」です。たすけあいの輪を広げ、「豊かで安心できる社会づくり」に取り組んでいます。

防災・減災活動
 環境保全活動
 子どもの健全育成活動

詳しくはホームページへ
 こくみん共済 coop 検索
 https://www.zenrosai.coop

- 営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。
- 前記1.～3.までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不適当と判断したとき
 - 契約者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
 - ※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。
 - ※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
 - ※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。なお、当該契約の未経過共済期間（1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます）に相当する掛金をお返しします。
 - ※前記3.の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受け取りのみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等は支払うことができます。

●契約内容に関する届け出

- 契約者は次の場合、所属する団体を通じて当会へご連絡ください。ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。
- 1.氏名や住所が変更となった場合（指定代理請求人を含む）
 - 2.火災共済、自然災害共済と同様の保障を提供する他の契約に加入したとき
 - 3.住宅または家財を取容する住宅の用途や構造を変更、または解体・増改築するとき
 - 4.30日以上空家または無人にするとき
 - 5.保障の対象を移転または変更するとき
 - 6.保障の対象である住宅を滅失、解体、譲渡したとき、または保障の対象である家財を取容する住宅を滅失、解体したとき
 - 7.この契約で保障される災害等以外の原因により損害を受けたとき
 - 8.保障の対象の範囲外になったとき
 - 9.同居家族の人数が変わったとき
 - 10.契約者が死亡したとき
- ※故意または重大な過失により遅滞なく届け出をしなかったとき、または届け出をした場合で、保障の対象の範囲から外れていることが判明した場合、当会は契約の継続を承諾せず契約を解除することがあります。

●他の共済・保険などに加入している場合の共済金の支払いについて

当会の火災共済（セットしている特約を含みます）、自然災害共済のほか、他の共済や火災保険、地震保険、各種特約などに加入している場合で、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が、損害額を超えるときは、それぞれの契約から支払金額の合計が損害額を超えないように減額して支払われる場合があります。

●空家または無人の住宅等となる場合の取り扱い

- 1.空家または無人の住宅等となる場合には、原則として契約の継続はいただけません。
- 2.契約後に、契約の建物が空家または無人の住宅等となる場合には、必ず当会までご連絡ください。契約終了にあたってのお手続きをご案内します。
- 3.ただし、一時的に契約の継続を希望される場合等は、今後のご利用予定や当面の建物管理の状況等について当会の基準を満たしているときに限り、一定の期間内、契約を継続いただける場合があります。
- 4.3.にもとづき契約を継続される場合でも、以降の契約の更新時には必ず状況を報告いただくためのお手続きが必要です。このお手続きをいただけない場合には、建物の状況にかかわらず契約の継続をお断りします。また、お手続きをいただいた場合でも、今後のご利用予定や建物管理の状況等に変化があるとき、相当期間を経過しているときなど、当会の基準を満たさない場合には継続をお断りします。

ご注意ください

- 他制度から「PGU生命・交通共済」に移行にて加入された場合は、「移行前契約の更新契約」とみなして取り扱い、入院共済金の入院日数限度等を移行前契約と通算する場合があります。
 ＊前段「ご契約のてびき」内にある共済金の支払いに関する項目文中の「移行」と読み替えてください。
- 「住まいる共済」について、保障開始日・変更日以前の地震・風水害等によって損害があった場合、その損害を修理していない箇所は保障の対象とはなりません。

- (2) 地震等の総支払限度額…5,750 億円（2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）／6,000 億円（2025 年 4 月 1 日～）
 ※この額は、1900 年以降に発生した過去の地震等（2011 年の東日本大震災を含みます。1923 年の関東大震災は除きます。）や近い将来発生する可能性のある首都直下型地震、南海トラフ地震^(注)のうち東海地震、東南海地震、南海地震などと同程度の地震等であれば概ね削減せずに共済金をお支払いすることのできる水準に設定していますが、1923 年の関東大震災級の地震や南海トラフ地震のうち最大規模の地震などのように発生する可能性が非常に低い超大規模の地震については共済金を削減してお支払いする可能性があります。
^(注)南海トラフ沿いを震源域とする大規模地震の総称をいいます。
- 2.当会では大規模な風水害等や地震等に備えて準備金の積み立てを行っていますが、風水害等または地震等によって共済事故が異常に発生し、準備金を取り崩してもなお所定の共済金をお支払いすることができない場合は、1.にかかわらず、総会の議決を経て、お支払いする共済金の分割払い、お支払いの繰り延べ、削減をさせていただきます。
- 3.共済金を削減して支払う恐れがあるときは、支払う共済金の一部を概算払いし、支払うべき共済金が確定した後に、差額をお支払いさせていただきます。

●共済金受取人

- 1.共済金受取人は契約者です。
 - 2.1.にかかわらず、契約者が死亡したときの共済金受取人は、契約者の相続人となります。
 - 3.共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の共済金受取人を代表します。
- ※共済金受取人は、借家人賠償責任特約の場合は被共済者、類焼損害保障特約の場合は類焼保障被共済者となります。

注意喚起情報

●契約の解約・消滅

- 1.契約者はいつでも将来に向かって契約を解約することができます。当会所定の解約届を提出してください。
- 2.次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。
 - (1) 保障の対象が滅失したとき、または解体・譲渡されたとき
 - (2) 保障の対象である住宅または保障の対象である家財を取容する住宅の70%以上を損壊、焼失もしくは流失したとき、または床上浸水による70%以上の損害が発生したとき

●契約の無効

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。契約が無効の場合、すでに共済金等を支払っていたときは返還していただきます。また、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しします。

■火災共済 ※各特約を含む。

- 1.保障の対象が契約の発効日または更新日において、契約概要「●共済商品のしくみ」の「■加入できる住宅または家財（保障の対象）」の範囲外の場合
- 2.契約の発効日において、保障の対象である住宅または保障の対象である家財を取容する住宅の70%以上を損壊、焼失もしくは流失したとき、または床上浸水による70%以上の損害が発生していたとき
- 3.契約の発効日、更新日または変更承諾日において、保障の加入条件を満たしていないとき【借家人賠償責任特約】
- 4.共済金額が当会の規定する最高限度額を超えていたときはその超えた部分
- 5.住宅1棟およびそこに取容される保障の対象である家財につき、複数の類焼損害保障特約が締結されていたとき【類焼損害保障特約】
- 6.同一の契約者が同一の保障の対象である家財につき、複数の盗難保障特約を付帯したとき【盗難保障特約】
- 7.契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき

■自然災害共済

- 1.火災共済が契約の発効日または更新日において無効であるとき
- 2.大規模地震対策特別措置法にもとづく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、地震防災対策強化地域として指定された地域の発令期間中に申し込まれた契約（更新契約または中途変更の場合は、増額部分）
- 3.共済金額が、同時に加入している火災共済契約の共済金額を超えていたときは、その超えた部分
- 4.上記■火災共済の1.2.4.7.

●保障の重複について

下記の特約をセットする場合、当会および当会以外の契約ですすでに同種の保障に加入しているときや、主たる被共済者とそのご家族で同種の保障に加入しているときは、保障が重複することがあります。重複すると、保障の対象となる事故について、どちらの契約からでも保障されますが、いずれか一方の契約からは保険金や共済金が支払われなない場合があります。それぞれの契約内容の違いや保障される金額をご確認いただき、保障の要否をご判断いただいたうえでご加入ください。

借家人賠償責任特約・類焼損害保障特約・盗難保障特約

●契約の解除

- 次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。
- 1.共済金受取人（借家人賠償責任特約の場合は被共済者、類焼損害保障特約の場合は類焼保障被共済者）が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
 - 2.共済契約関係者または共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
 - 3.共済契約関係者または共済金受取人が、反社会的勢力*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していると認められるとき
- *1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力をいいます。
 *2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経